

---

令和3年 第2回 芦屋町議会定例会会議録 (第2日)

令和3年6月11日 (金曜日)

---

議事日程 (2)

令和3年6月11日 午前10時00分開会

日程第1 一般質問

---

【出席議員】 (12名)

1番 内海 猛年	2番 中西 智昭	3番 長島 毅	4番 萩原 洋子
5番 信国 浩	6番 本田 浩	7番 松岡 泉	8番 妹川 征男
9番 小田 武人	10番 川上 誠一	11番 横尾 武志	12番 辻本 一夫

---

【欠席議員】 (なし)

---

【欠員】 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 福田 雅代	書記 横田 和雄	書記 中山 理恵
----------	----------	----------

---

説明のために出席した者の職氏名

町長	波多野茂丸	副町長	中西新吾	教育長	三柵賢二
モーターボート競走事業管理者	藤崎隆好	会計管理者	藤永詩乃美	総務課長	松尾徳昭
企画政策課長	池上亮吉	芦屋港活性化推進室長	水摩秀徳	財政課長	佐竹 功
都市整備課長	山下洋二	税務課長	村尾正一	環境住宅課長	小田武文
住民課長	溝上竜平	福祉課長	智田寛俊	健康・こども課長	志村亮二
産業観光課長	浮田光二	学校教育課長	木本拓也	生涯学習課長	本石美香
ボートレース事業局次長	井上康治	企画課長	中野功明	事業課長	新開晴浩

---

【 傍 聴 者 数 】 16名

---

午前 10 時 00 分開会

○議長 辻本 一夫君

おはようございます。

ただいま出席議員は 12 名で、会議は成立いたします。よって、直ちに本日の会議を開きます。

---

### 日程第 1. 一般質問

○議長 辻本 一夫君

本日の一般質問は、通常の 60 分以内から 30 分以内に短縮して行います。

あらかじめ提出されております通告書の順により質問を許します。

まず 7 番、松岡議員の一般質問を許します。松岡議員。

○議員 7 番 松岡 泉君

7 番、公明党、松岡泉です。通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

件名 1、IT の恩恵が行き渡る環境の整備についてでございます。

コロナ禍において IT 化の遅れが改めて浮き彫りとなり、IT 化の推進が図られることになりました。本年 9 月にはデジタル庁が発足する平井デジタル改革担当大臣は、「スマホで 60 秒以内に全ての行政手続きができるようにする。」と意気込みを語っております。デジタル化の恩恵は全ての人に行き渡ることが重要であり、誰一人取り残さない優しいデジタル社会の構築が望まれます。特に、情報の取得が困難な高齢者や障害者については格段の配慮が必要ではないかと考えます。町は先行的に準備を進め、その恩恵を受けられるよう環境整備に取り組むべきであると考え、今回お伺いいたします。

要旨 1、令和 3 年度の生涯学習講座あしや塾では、「スマホ・タブレット活用講座」が予定されております。これまでも数年を続けてこの講座が開かれているようでありますが、今後の IT 化による恩恵は十分に受けられる内容となっているのかお伺いいたします。

初めに、目的、講座の実施回数や内容についてお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

執行部の答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長 本石 美香君

まず目的ですが、中央公民館で毎年実施しております「スマホ・タブレット活用講座」は、スマートフォン・タブレットを持っているけれど使いこなせていないという人をターゲットに、日常生活に役立つスマートフォンやタブレットの活用法を学ぶことを目的としております。以前はパソコンやタブレットを使って、ホームページ閲覧の基本操作やインターネット活用時のセキュリティなどについて学ぶことを目的としていましたが、スマートフォン及びタブレットの普及

に伴い、現在の活用講座に変更しております。

この回数及び対象者ですが、年間で1講座、全10回のカリキュラムとなっております。対象者はスマートフォンとタブレットの所有者、もしくはスマートフォン所有者でタブレットの購入を検討している人で、年齢制限はなく定員は15名となっております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今回の令和3年度の講座について、また、今までの実績を踏まえた状況について答弁をいただきましたが、今後ですね、デジタル化が推進されている中においてですね、今回の講座の内容で十分であるかと申しますと、そうではないんじゃないかと。これから推進化を図られる中で、町としてはこの講座だけで十分と言えるような状況ではないんじゃないかと考えます。

特にですね、機運の醸成とともにですね、これからもですね、こういった講座について、またそういった取組に関してはですね、広報などで周知することによって、現在のところ15名が対象でありますけど、多くの方がですね、希望される可能性も高いと。またですね、受講内容、基本操作やインターネットの活用、幅広く活用できるようにすることが今後、町にとっての課題ではないかというふうに考えます。

要旨2に移りますけれども、それではですね、IT化の推進、これについては受動的な対応でいいのかということをお聞きしたいと思いますけれども、IT化に関わる取組についてはあるのかお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

企画政策課長。

○企画政策課長 池上 亮吉君

IT化に関わる取組についてお答えいたします。

昨年12月25日に閣議決定されたデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針において、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会 ～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示されました。また、2020年改訂版デジタル・ガバメント実行計画において、自治体の情報システムの標準化・共通化など、デジタル社会構築に向けた各施策を効果的に実行していくためには、国が主導的に役割を果たしつつ、自治体全体として足並みをそろえて取り組んでいく必要があるとされています。

このため、総務省ではデジタル・ガバメント実行計画における自治体関連の各施策について、

自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策等を取りまとめた自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画を策定しました。この推進計画は自治体の情報システムの標準化・共通化をはじめとする6点の重点取組事項が示されており、その一つの自治体の行政手続のオンライン化については、令和4年度末を目指して、原則、全ての自治体で、特に国民の利便性向上が期待される子育て・介護等の31の手続について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能にすることとされています。

なお、芦屋町で現在行っている取組の一つとして防災Wi-Fiを公共施設に設置しています。令和元年度には指定避難所である中央公民館と総合体育館、今年度は役場庁舎と町民会館に設置する予定です。この防災Wi-Fiは災害時だけでなく平時も利用できますので、施設利用者の皆様に積極的に活用していただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

答弁いただきましたけども、現在のところ国としてのですね、デジタル・トランスフォーメーションの策定、そういったものが進められているということで町自身としては大きな動きはないということですけども、Wi-Fiの整備、そういった環境は少しずつは準備されつつあるんじゃないかと思いますが、これからどのように進むかが非常に重要なところにあるかなと思います。

それではですね、今後の推進に当たっての基本方針があるのかお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

企画政策課長。

○企画政策課長 池上 亮吉君

今後の推進に当たっての基本方針についてお答えいたします。

自治体デジタル・トランスフォーメーションを推進するに当たっては、総務省が策定した自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画に基づき、各施策の取組を着実に進めていく必要があります。総務省は推進計画の重点取組事項に係る目標時期や標準仕様策定等の国の動向を踏まえ、工程表の策定等による計画的な取組を進めるため、本年夏をめどに自治体デジタル・トランスフォーメーション推進手順書を策定することになっていきますので、国の動向を注視し、取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今、答弁がございましたように、町としてはですね、国が定める——まあ総務省ですけども、策定した自治体デジタル・トランスフォーメーション計画に基づいて国と足並みをそろえて、まあ国が主体的に動くということになると思うんですけど、それにタイアップしてですね、町はそのシステム構築、またこの計画書に基づいてですね、粛々と準備を進めるという状況じゃないかと思えます。

そういった状況にあるんですけど、じゃあ国は今どのように動いているかといいますと、実は令和の2年度なんですけども、既にですね、デジタル活用支援員の実証事業が進められております。昨年10月からですね、全国で11か所、団体でいいますと12団体が既にですね、この実証事業を展開している状況にあります。そういう結果を受けまして、令和3年度につきましてはですね、もう既にですね、全国展開が予定されている状況にあります。ぼやぼやしていると、この準備を進めなくちゃならない状況にあるのに、ちょっと出遅れを来す可能性も非常にあるということですね。もう、受動的な立場であってはですね、遅れる。そういうことで十分な成果はもう本当期待できない。また町の皆さんたちがですね、そういった活用しようと思っても環境が整ってないということで、大きな課題を持つことになるんじゃないかと思えます。そういうことで事前にはですね、こういったことが行われる前には、周到な準備をやるのが町に課された責務ではないかなと私は考えます。

スマホやタブレットを活用するに当たっては、先ほどの講座はありましたけども、スマホの基本操作ですね、設定や生活に役立つサービスの習得、若い人にとってみれば容易なことなんですけども、高齢者・障害者の方とか、そういった情報弱者の方にとってはですね、いろんな取組がなければそこにたどり着けないんじゃないかと思えます。当然のことながら、マイナンバーカードの申請方法、それと今、国で進めておりますオンライン化による行政サービスの利用、こういった状況も、じゃあ高齢者は使えるかとなりますと、なかなか使えないと。障害者の方については、支援アプリの使い方はどうすればいいのかなと。

それからコロナ禍でありますけども、オンラインのやり方、皆さん御存じでしょうか。今、Zoom、LINEでやっている方もおられるかと思うんですけど、いろんなアプリがございます。そういった取扱いは非常にですね、機器の取扱いも含めてなかなか複雑。簡単と言いつつも高齢者にとっては、私自身もそうでしたけども、少し勉強しないとできないというような状況でありました。それから、当然のことながら重要な、先ほど答弁にございましたようにWi-Fiの整備、これについては災害避難所の情報取得などができるようにするような取組は当然必要になるかと思えます。実証事業についてですね、高齢者の状況を見ますとなかなかですね、高齢者がそ

ういった勉強をするというか、講座を受けることによって高齢者がですね、だんだんと生き生きと変わる、そういった様子も報告されているというふうにお伺いしております。

それでは要旨3ですけども、高齢者・障害者へもITの恩恵を行き渡らせることが重要という観点から、その環境整備を先行的に行うべきと考えるんですけども、この点についての答弁をお願いします。

**○議長 辻本 一夫君**

福祉課長。

**○福祉課長 智田 寛俊君**

総務省は、高齢者や障害者がデジタル化から取り残されないようスマートフォンやマイナンバーカードの使い方を教える、先ほど議員がおっしゃられましたデジタル活用支援推進事業について、令和7年度までの5年間の事業構想を公表いたしました。

総務省の事業計画によれば、令和3年度に全国約1,800か所にて主に高齢者を対象とした講習会を、携帯ショップを中心に開始することとなっております。携帯ショップのない市町村においては令和4年度以降、高齢者がより身近な場所で参加できるよう、近隣市町村にある携帯ショップからデジタル活用支援員といわれる講師の派遣を行うことによって、公民館等で講習会を行うことが検討されております。また、障害者については令和2年度の実証事業が行われており、その成果を踏まえた講習会を展開することとなっております。

なお、デジタル活用支援推進事業においては、講習会で使用する標準教材を国において現在作成中でございます。この標準教材はスマートフォンの基本的な使用方法である基本講座用、スマートフォンによるオンラインでの行政手続の方法を学ぶ応用講座用で構成されており、スマートフォンが不慣れな高齢者や障害者にとってもITの恩恵が受けられる内容となっております。

今後は国がテレビCMを活用し、デジタル改革の意義やデジタル活用支援の取組を広報していくこととなっております。当面は、あしや塾による「スマホ・タブレット活用講座」によって既に興味のある方たちへの支援を行い、国主導で行われるデジタル活用支援の機運に合わせて、芦屋町でも講習会を開催し、講習会に参加した方がデジタル活用支援員となり、地域のサロン等で教える側として活躍できるような仕組みづくりに今後取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

**○議長 辻本 一夫君**

松岡議員。

**○議員 7番 松岡 泉君**

実は東京の渋谷区の話で、ちょっと自治体規模が非常に大きいところと、芦屋町に比べると比較もちょっとできないところではあるんですけども、先ほどの実証事業関係を踏まえてですね、

渋谷区を取組もちょうと紹介をさせていただきます。

渋谷区ですけれども、既にですね、スマホの貸出しを計画しています。一応3,000台ということで、これを持っていない方にも貸し出してそういった講座を開こうじゃないかと、そういう取組を考えております。通信料も通話料も一応無料ですと。そういう取組で、みんなが使えるようにしようという取組を開始しております。

当然のことながら、デジタル活用支援員の確保というのは重要なことだと思うんですよ。芦屋町にとっても早めにそういった手を打たないと、多くの自治体が推進を図る中で、またコロナと同じように取り合いになる状況も考えられます。こういったことで先行的なですね、計画は絶対必要だろうと。今の答弁の中では、生涯学習課で行われてますこういった講座を活用するというような話だけでは済まないところもございます。

そういう意味で、もう一度最後にちょっと確認で答弁をお願いしたいんですけど、町としてはですね、もう少し先行的にこういった取組をやろうということは考えられないのか、答弁をお願いします。

**○議長 辻本 一夫君**

生涯学習課長。

**○生涯学習課長 本石 美香君**

生涯学習課が行っているスマホ・タブレット活用講座、これがあるあしや塾については行政内外の学習機会の提供をですね、体系的に取りまとめているもので、その中では確かに中央公民館が実施しているもの1講座のみとなっております。ですので、現活用講座の拡充につきまして現行講座の実績と課題、そういったところを分析させていただき、また先ほどありました国事業の概要を踏まえて内容等を関係課と協議して、拡充が何かできないかということで検討してまいりたいと考えております。

以上です。

**○議長 辻本 一夫君**

松岡議員。

**○議員 7番 松岡 泉君**

ちょっと時間も過ぎたところですけども、1件目の2個目のちょっと要旨が見つからないんですけど、ちょっと時間をください。一服します。

それではですね、件名2に移ります。次はですね、通学路の交通安全の確保についてです。

これはですね、小学校1年生が新しいかばんを身につけて登校しています。平成25年にですね、文科省から通学路の安全確保について通達が出ています。31年には事務連絡がありました。そういう関係で、子供たちの通学時の安全確保は地域全体で見守りをしながら安全を確保してい

く必要があると思うんですけど。そういった中ですけども、保護者の一部の方からですね、不安の声がございました。そういうことで、通学路の安全確保についてお伺いします。

要旨1、通学路における安全確保の責務はどこにあるのか、まずお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

お答えいたします。通学路を含めた地域社会の安全を確保する一般的な責務は当該地域を管轄する地方自治体が有するものとされておりますので、芦屋町に責務があるものと考えております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

芦屋町に責務があるということで、通学路の安全確保、これについては今までの一般質問の状況を見ますと、いろんな方がやっておられますけども、この子供たちの安全確保がやっぱり優先的な課題じゃないかなということではいろんな方が質問されていると思うんですが、この平成25年頃にですね、子供たちの事件が、登下校時の事件があったということで、国のほうもそういった安全対策をやる必要があるということで通知文または事務連絡がなされております。そういった通知文による実施状況についてお伺いします。

結果と改善処置の状況はどうであったのかをお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

松岡議員御指摘の平成25年の通知文書でございますが、これに至る経過をまず御説明させていただきます。

平成24年ですが、登下校中の児童等の列に自動車が突入し、死傷者が多数発生する痛ましい事故が全国で相次いでおりました。このような状況を踏まえ、通学路の所管である文部科学省、道路管理者の所管である国土交通省、交通管理者である警察庁の3省庁が連携し、通学路における交通安全を確保する取組を全国的に行うことになりました。これを受けて芦屋町では、教育委員会、道路管理者、折尾警察署の合同で通学路の緊急合同点検を実施しました。

この緊急合同点検に基づく対策の実施後においても、定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等の取組を継続して推進することが重要であるという考え方を基本として、平成25年12月6日付で「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について」が3省庁

の連名で發文され、基本的な進め方が示されたところです。このため芦屋町では関係機関との連携を一層強化し、通学路対策に関する基本となる芦屋町通学路交通安全プログラムを策定し、通学路の安全対策を適切に対応する体制を整えたところでございます。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

点検結果と是正措置の状況について、都市整備課より回答いたします。

先ほど学校教育課長の答弁にありましたように、教育委員会、福岡県及び芦屋町の道路管理者、折尾警察署による通学路の緊急合同点検を実施しました。

その点検結果について主な内容を説明いたします。まず県道・町道において、スピードを出す通行車両が多く、路肩が狭いため危険である。また道路幅が狭く、路肩が明確化されていないなどとなりました。件数につきましては、県管理の国道1路線2か所、県道1路線1か所、町道においては11路線11か所の合計13路線14か所という結果となりました。

続きまして対策の実施状況を御説明いたします。緊急合同点検を実施した結果によるこの13路線14か所においては、平成24年度内において全ての対策を実施完了したところです。主な対策の内容ですが、スピードを出す通行車両が多い箇所において、速度対策となる減速マークの設置を実施いたしました。また路肩が狭い、明確化されていない箇所においては、ドライバーが車道と路側帯を視覚的に、より明瞭に区分でき、速度対策を目的とし、区画線で路側帯をカラー舗装化とするグリーンベルトの設置を実施したところでございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

対策は合同点検をやって全て実施されたということで、芦屋小学校校区が2件、東小学校が4件、それから山鹿小学校は8件の不具合箇所、今、答弁があったような形で全て終わっているということで。なお、推進体制についても通知文でありましたけども、これはできあがっているというふうに考えますけど。ただですね、この安全プログラムの策定について、これは都市整備課でできているということなんですけど、これについてはですね、国からの通知文によりますと地域の皆様にも公表する必要があるということで、ホームページ等でですね、公開してくださいというのがあります。これはできているのか。

それからですね、合同会議をやるようになって、定期的に行う継続的な対策が私は必要だと思

うんですけど、それが行われているのかどうかお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

お答えいたします。この策定したプログラムにつきましては、教育委員会、福岡県北九州県土整備事務所及び折尾警察署などの関係機関へ配付し、それを公表として現在に至っております。しかし、ホームページの掲載につきましてはですね、直近でいう平成31年の福岡県内の掲載状況調査では全60市町村中13の自治体が掲載しており、掲載率は21%という状況でございました。今後は全ての道路利用者への情報発信として、ホームページへの掲載を実施いたしたいと考えております。

また合同会議につきましては、現在のところですね、策定後にそういう案件がないということが現状でございます。先ほど申しましたように平成24年度の対策箇所について、全て対策は終了しております。その後にはですね、上がってくる案件としましては町内の4校PTAからの交通安全に対する要望がございますが、内容としましては区画線の文字消えだとかですね、そういう軽微なものが大半を占めております。で、軽微な内容につきましては道路管理者である都市整備課のほうで速やかに対策を実施しております。よってですね、案件としてプログラムに載せるような重大な案件がないというのが実態でございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

えっとですね、一つは先ほどのプログラムの策定、それからその公表ですけど、目的はですね、やっぱり地域全体で見守るという意味からすると、そういった計画は関係機関だけに通知するのではなくして町全体に知らせる必要があると私は思います。そういう意味からすると、皆さんが協力を願っている地域の皆様方にも「こういったプログラムでやります。」という御報告を兼ねながら公表する必要があるかと思えます。

それから合同会議の開催についてですけれども、これも「定期的に年1回ぐらいやってくださいね。」と国のほうからあるわけですよ。今ありましたように「PTA4校から何もありません。」という話じゃなくして、コロナもありまして実際行うかどうか非常に難しいところではありますが、実は小学校1年生は逐次、新たな子供たちがいるわけですね。そういう意味からすると、いつも同じところから通ってる子供たちだけではないわけですね。点検をやりますと、「あら、違ったところから来ている子がいるね。」、こういった御意見がございます。そういう意味からすると

ですね、合同会議というのはしっかりと取り組んでいかなくちゃいけないんじゃないかと思うわけですね。これは関係機関もありますけども、「何も上がってこないから。」そういう状況でこの安全確保をしようとするんですね、大きな問題が私は起こると思うんです。

町としてはですね、先ほどの責務があるわけですけど、どうでしょうか。ちょっと油断があるんじゃないかと。安全確保についてですね。通学路の安全確保、「芦屋町は何も今まで問題がなかったから。」そういうことでやっておりますと大きな事件が起こる可能性があります。そういう意味で、国がこういった安全確保の通知文または事務連絡をしているわけですから。安全確保について油断がないと言えますかどうか、これについての答弁をお願いします。

○議長 辻本 一夫君

都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

議員おっしゃるとおりでございます。通学路につきましては常時、全国の交通事情であるとか、また町の独自の事情であるとかを鑑み、例えばですね、PTAから上がってくる要望だけではなく、令和2年度にですね、信号交差点の待避所に車が衝突しないように、車止めを町内各所に設置しております。それは、あくまでも道路管理者の判断で適材適所、積極的に対策をしているということもお伝えしておきます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

時間がなくなりましたので、第3項については私のほうから言わせていただきます。

今ありましたようにですね、プログラム策定の中でPDCAをやるということで、定期的にですね、計画プランを実施して、また評価して、また再考して対策を講じると流れがありますので、町はですね、そういう観点からこのPDCAサイクルをしっかりとですね、踏まえて、意見がないからじゃなくして、常にですね、問題意識を持ってこの安全確保、子供たちを大事に育てていただきたいと思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。以上です。

○議長 辻本 一夫君

以上で、松岡議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 辻本 一夫君

次に10番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

10番、日本共産党の川上です。発言通告に従いまして一般質問を行います。

少人数学級について、2月2日、政府は2025年度までに全国の小学校全校を35人学級にすると閣議決定しました。小学校全学年の学級規模の一律引下げは40年ぶりで、長い間多くの人々が少人数学級を求めてきました。そしてコロナ禍で、「子供たちへの手厚い教育を」、「感染症に強い学校を」と、今までにないほど多くの方が声を上げました。全国知事会をはじめとする地方自治体、数百の地方議会、校長会や教育委員会の全国団体も少人数学級を求めました。教育研究者有志の署名運動は短期間に20万人近く集まり、全国各地で教職員、保護者、住民が多彩な取組を重ね、国民みんなで作くり出した貴重な前進です。そこで次の点を伺います。

1点目、国で35人学級が閣議決定されたことやその背景を、教育委員会としてどう認識しているのかを伺います。

○議長 辻本 一夫君

教育長。

○教育長 三柵 賢二君

35人学級が実現した背景には、ソサエティー5.0の到来や子供たちの多様化の一層の進展等の状況も踏まえ、誰一人取り残すことなく全ての子供たちの可能性を引き出す教育へ転換し、個別最適な学びと協働的な学びを実現することが必要であることから、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細やかな指導を可能とする指導体制と、安全・安心な教育環境を整備するために公立の小学校の学級編成の基準を段階的に引き下げるといふものです。

私は令和2年度第3回定例会の折に、「芦屋町の学校ではコロナ感染症による臨時休業中に分散登校して、学級人数をおよそ半分にして授業をしたわけですが、『きめ細やかな指導ができた。』、また、『ゆとりある指導ができ、個別対応がしやすかった。』というような意見を多く聞きました。児童生徒にとっても、教師にとっても必要なことですので、ぜひ実現してほしいと私は願っております。」と申しました。

また、私が属する全国町村教育長会も、「複雑で多様な教育課題が山積している中で、現行の40人学級の編成基準を見直す必要がある。」、「諸条件を考慮して当面は35人とし、将来的には30人程度が適当である。」としていましたので、私は35人学級の実現は、ようやく30人学級に向けた第一歩を踏み出したという認識であります。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

学校の現場の方々もですね、35人学級、30人学級を望んでいるという答弁ですが、やはりコロナ禍の下、少人数学級の必要性が叫ばれ、少なくとも25都道府県議会、643市町村から意見書が出されたのをはじめ様々な形で署名が取り組まれ、かつてなく世論が高まる中での小学校の35人学級が順次実施の方向が示されたものです。

新年度、国に先んじて35人学級を進める自治体は16道府県3政令市に上ります。福岡県内では福岡市、北九州市でも全学年を35人学級にする施設整備がされています。我が党が昨年秋、全県の小・中・高・特別支援学校1,191校にアンケート調査を行いました。約1割の117校から回答がありました。書かれていた意見には、少人数学級を求める声は圧倒的に切実なものでした。「せめて30人以下学級に。」「早急に35人以下学級に。」「できれば25人以下学級を望む。」などの声が寄せられています。また教師の充足率について「定数が不足している。」と回答した学校は53%、半数近くの学校が「充足していない。」と答え、病気や産休の代替措置ができていない学校が3割に上りました。極めて深刻な先生不足の実態が示されています。

そんな中でコロナ対応を行っているわけで、現場の苦労は計り知れません。「教職員がベクトルをそろえてスクラムを組むしかないと考えています。」とか、「あらゆる視点でのマンパワーを期待したい。」「子供たちも教師もよく頑張っている。特に教員は登校時の健康チェックなど、日常的にこれまで以上の業務をしてもらっており、心身の健康が心配である。」など、校長先生の苦悩があふれていました。だからこそ、教員を増やして少人数学級にすることが切実に求められています。

それでは2点目のですね、芦屋町の導入スケジュールはどのようになっているのか、これについて伺います。

○議長 辻本 一夫君

教育長。

○教育長 三樹 賢二君

国は、「令和7年3月31日までの間における学級編成の標準については、児童数の推移等を考慮し、第2学年から第6学年まで段階的に35人とする。」としていますので、令和3年本年度には2年生が対象学年となり、以降、年度ごとに順次学年が上がり、令和7年度は6年生が対象学年となり、小学校の35人学級が完了します。芦屋町でも、この国のスケジュールに準じて35人学級を導入していくことになります。

それとは別に、芦屋町では町独自に4年生まで35人学級としていました。この流れでいくと、令和5年度をもって4年生までの町独自の35人学級は終了となる予定です。ちなみに本年度、35人学級の恩恵を被っているのは、山鹿小学校の2年生36人で2学級となっています。また、芦屋町内の学校では35人前後の学級がありますので、今後の児童生徒の転出入に伴って学級数

の増減が起こることも予想されています。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

先ほど言われましたように芦屋町ではですね、担任外教員と加配定数を使った弾力的措置を活用してですね、町独自の35人学級をやってきたわけなんですけど、先ほども言ったようにですね、国に先んじて少人数学級を行う、特にお隣の北九州とか福岡市とかそういった福岡県内の大都市、政令市が全て35人学級にするということですので、やはりそういった点では芦屋町としてもですね、国に先んじたですね、35人学級の実現をすべきではないかなというふうに思います。特にですね、芦屋町では県内でも先んじてやってきたわけですから、今後5年間でですね、全てのレベルが35人学級になるという点では、芦屋町はさらにやはりそれを超える学校教育の充実を図るべきだなというふうに私は思っております。

それでは3点目のですね、少人数学級を実施するに当たり、現在の取組についてを伺います。

○議長 辻本 一夫君

教育長。

○教育長 三桝 賢二君

芦屋町では、先ほど述べましたように本年度、少人数学級の取組として小学3年生～4年生まで、独自の35人学級を実施しております。また、小学校5年生以上でも必要に応じて、可能であれば弾力的運用により学級数を増やす取組を実施しております。本年度は芦屋東小学校の6年生において、本来1クラスだったところを2クラスに増やしております。芦屋町教育委員会としても、1クラスの人数は少ないほうが学習効果も上がるなどメリットが大きいいため、可能であれば少人数学級を実施したいと考えます。

ただ、少人数学級を実施するためには教員の増員配置が不可欠です。しかし、ここ数年教員不足が続いており、担任の先生を見つけるのが難しい状況です。そのため、芦屋町独自の少人数学級を実施することは、教員不足の面から困難な状況となっています。一方で、少人数指導の取組は進んでいます。1つの学級を習熟度別に分割する取組です。例えば、芦屋町独自の町雇用の指導方法改善教員を活用して、必要に応じて2学級ある学年を5分割して習熟度に応じた授業に取り組みんだり、1学級を日常的に2分割、時によっては3分割、4分割したりして、細やかな指導に取り組んだ例があります。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

確かにですね、少人数学級、30人学級をこれから充実させていくという点ではですね、教員の確保ということが問題になっています。福岡県も教員不足という問題がありましたが、この近年はですね、毎年900人近い教員を採用するということになってますが、それでもなかなか集まらないというのが現状です。

根本的な原因としてはですね、福岡県内では教師になる免許を取る、そういったことができるのが県内で6大学、1,100人の定員しかないというところに大きな問題があります。やはり、これは国とか県とかそういったところに働きかけてですね、全国的にもやっぱり教員をちゃんと育成していくという、そういった国の政策を拡充させることが必要だと思います。

それでは次にですね、そういった少人数学級をやった場合の教室の確保については、芦屋町は十分できるのでしょうか。その点を伺います。

○議長 辻本 一夫君

教育長。

○教育長 三柵 賢二君

例えば教室ですけども、芦屋小学校や芦屋東小学校はかなり余裕教室がありますので、この点については簡単に対応できるというふうに思います。山鹿小学校はまだプレハブ教室がありますので、今後そういったプレハブ教室を使えば、学級増に対しても十分対応できるというふうに考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それでは次のですね、4点目の、中学校は少人数学級の対象になってません。少人数学級の取組について、35人学級をどう考えるのか伺います。

○議長 辻本 一夫君

教育長。

○教育長 三柵 賢二君

要旨1でも申しましたが、少人数学級の実現についてはあらゆる団体が要望していました。これは何も小学校だけではなく中学校も含めた少人数学級の要望ですから、中学校においても1日も早い実現を願ってやみません。

ただ、これまで中学校におきましては、弾力的な運用で少人数学級の取組を進めてきました。

昨年度は、2年生で3学級を4学級化しております。また一昨年度も、3年生で3学級を4学級化してきた経緯があり、どうしても教育的な配慮が必要な場合は、中学校においても少人数学級の取組をしてきました。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

中学校につきましてはですね、萩生田文部大臣も「中学校も含めて、最終的には30人以下が理想だ。」ということをして国会で答弁していますし、今度の国会の中では菅首相も「中学校も検討している。」というふうに答弁しています。また、6月3日の教育再生実行会議ではですね、「35人学級を中学校も検討するように。」という提言も出しております。

そういった点ではですね、やはり教員の問題もありますが、やはり運動の中でですね、中学校にも35人学級、30人学級というそういった体制をね、取れるようなことをしていきたいと思えます。議会としてもですね、これを実現するためにですね、全力を挙げてですね、行政のバックアップをしていきたいというふうに思っております。

最後にですね、少人数学級が実現する今こそ点数で数値化された学力ばかりに注目するのではなく、一人一人の子供たちが「自分は大切にされている。」と実感できる学校現場への転換を図ることを求めて、この質問を終わります。

続きまして2点目の、生理の貧困について伺います。

コロナ禍の貧困が広がる中で、経済的な理由で生理用品が買えない女性が増えていることがNHKの番組で取り上げられました。若者グループ「#みんなの生理」がとったアンケート結果では、金銭的理由で生理用品の入手に苦労した若者が20.1%と、諸外国と同様、生理の貧困が日本にも存在することが明らかになりました。政府も3月の参議院予算委員会で男女共同参画担当大臣が、経済的な理由で生理用品が買えない女性や児童たちに「文科省や厚労省と連携し、何ができるか検討する。」と答弁し、交付金の使い道として生理用品の無料配布も加えています。生理は誰もが安全で健康に過ごすことができる人権問題と捉えて対応するべきものと考え、次の点を伺います。

1点目に、町としてこの問題をどう認識しているのかを伺います。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

報道等により、現在のコロナ禍による経済的な困窮から生理用品を買えない生理の貧困を抱え

る声が女性の間で広がっていることは認識しております。また経済的困窮だけでなく、父子家庭では父親に言い出しにくい子供、また、ネグレクトの傾向のある家庭では生理用品を手に入れることが難しい子供がいることも承知しております。

町としても、この問題は女性の人権及び尊厳に深く関わる問題であるとともに、個人ではなく社会全体の重要な問題と考えております。

以上です。

**○議長 辻本 一夫君**

川上議員。

**○議員 10番 川上 誠一君**

今言われたようにですね、これは本当に社会的な問題となって、今ですね、多くの自治体がこれにどう取り組むかという、そういった姿勢が問われている問題です。国はですね、地域女性活躍推進交付金で約13億5,000万円をこの対応に充てることを決めています。格差と貧困が広がる中、世界中の女性たちが「生理品はぜいたく品ではなく必需品だ。」と訴え、ジェンダー平等の課題として働きかけ、政治を動かし、生理用品の無償提供が広がっています。

世界的に見れば、ニュージーランドでは6月から小中学校で生理用品を無料提供する。また、フランスでは学生団体の調査で10人に1人が食料か生理用品かの選択を迫られている実態が分かり、9月までに1,500か所の配布会場で全学生に無料提供する。英国では17年の調査で10人に1人が生理用品を買う余裕がなく、それを理由に学校を休む生徒もいることが分かり、各地で署名運動やデモなどで訴え、19年に学校や病院での無料提供、今年1月に生理用品への課税の廃止を発表しました。また韓国でもですね、首都ソウルで11歳～18歳への無料提供を行うこと、公衆トイレに生理用品を設置する。英国スコットランドでは18年に学生への生理用品の無料提供を実現、全ての女性に広げる法案が全会一致で可決したという、世界初の無料化が1月から実施されているということです。また日本でもですね、東京のいろんな区やいろんな地方の自治体でもですね、こういったことを実現するよう声が上げられています。

1つ紹介するのは、今月の2日に愛媛県の今治市議会の女性市議が教育長や町長に面会し、公共施設や学校のトイレに生理用品を配布するなど、女性の心と体の健康を重視した対応を恒常的に取るように求めています。これによってですね、防災備蓄の1万枚の配布や、県を通じたメーカー3社の提供を合わせて生理用品を小中学校に配るといふ、こういったことが実現していく自治体が増えてきてます。

それで2点目のですね、芦屋町としてはですね、この生理用品の無料提供に踏み出す考えはないのか、この点について伺います。

**○議長 辻本 一夫君**

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

特にニュース等で取り上げられている経済的に困窮している大学生や短大生については、福岡県が入替え時期の到来した災害救助用備蓄生理用品を、県内の全ての大学や短大に対して無償配布する事業を既に開始しております。また芦屋町におきましては、他町にないコロナ禍における家計への支援をこれまでも行ってまいりましたが、このたび第7弾として芦屋町に住民登録のある方に対し、1人につき1万円の生活応援商品券の発行を行っております。これらの支援策を御活用いただき、各家庭で対応していただきたいと考えております。

なお、芦屋町社会福祉協議会において生活困窮者支援を行っておりますが、その中において生理用品の配布ができないか、現在、社会福祉協議会の中で検討中でございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

福岡県もですね、こういった声に動かされて備蓄用品のですね、配布をしていると。各大学とかですね、そんなところでやっていると聞いては聞きましたが、ただ、やはり県を当てにするのではなく町独自でですね、やはりそういったものを町の女性に配布していくという、そういったことを取らないと、福岡県が1万枚配布したとしても、それは全県下でいったらやっぱり1つの町にしては微々たるものになるし、仮にまた災害でですね、そういったことが起こったときには、やはり災害となると広域的なことになるんでですね、福岡県の中だけでは足りないという、そういった問題も起こってくると思っております。

それでは芦屋町でですね、災害用の備蓄品に生理用品は確保しているのか、その点について伺います。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

現在、災害用の備蓄品としては、生理用品は備蓄をしておりません。災害が発生し、避難所に避難されてきたときに生理用品を持っていない方も考えられますので、女性への配慮を考えますと必要と考えておりますので、今年度の早い段階で購入し、備蓄していきたいと考えています。

また避難所生活が継続していく場合には、災害時における物資の提供に関する協定書を株式会社ナフコ西若松店、有限会社フラップ、麻生芳雄商事株式会社 生き生き市場はまゆうと締結しておりますので、この3事業者より供給するように考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

ぜひですね、備蓄用品の中に生理用品もちゃんとですね、位置づけるようお願いいたします。

1995年の阪神・淡路大震災のときにですね、同じ芦屋という名前で兵庫県の芦屋市がありますけど、芦屋町もですね、町議会もトラックを仕立てて、災害支援のためにですね、いろんな備品を運んだというふう聞いてます。そのとき、やはり最初は毛布とかですね、そういったものが需要だということで用意してたんですけど、直接芦屋市の避難されてる方に聞いたときには、何が必要かというふうに言われたら、女性は「やっぱり女性用の下着が欲しい。」と。「下着の替えが全然ないから。」ということで、それで芦屋町ではですね、当時の水巻のアピロスの店長と交渉してそういった下着を買ってですね、芦屋市に持って行って大変喜ばれたという、そういったことを聞いています。やはり男性だけの目線ではですね、本当にやっぱり女性が何が必要なのかという、そういった点も分からないところがあるんですね、ぜひですね、そういった点で女性のニーズに合うようにしていただきたいと思います。

それでは第3点目のですね、児童・生徒のプライバシーや尊厳を保障し、教育機会への損失を防ぎ、安心して学べる環境を提供するため、小中学校の女子トイレに生理用品を設置することはできないのか、これについて伺います。

○議長 辻本 一夫君

教育長。

○教育長 三柵 賢二君

芦屋町の学校では保健室で渡しています。理由は3つあります。

1つ目は、トイレに置いておくと誰かが触っていたり、いたずらをされている場合もあつたりしますので、そのようなものを使用したくない子もいるので保健室に置いています。それから2つ目、トイレに置いておくと無駄に使用したり、トイレに捨てて詰まらせたりする、そういったことも考えられます。それから3つ目として、保健室は安心して相談できるし、もし下着を汚してしまったときにもすぐに対応できる。そういった理由から、芦屋町の各学校ではトイレに設置せずに保健室で渡しています。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

ほとんどの学校がですね、そういったふうに保健室に備蓄しておいて、そして必要な、取りに来られた方に出すという、そういった体系だと思いたいますが、ただ要望として、やはりトイレに置いてほしいということが今、全国的にも要望として出てきてます。やはり先ほど言われましたように、そうした場合にですね、設置と管理の問題、それから児童生徒への指導の問題、それから教員の負担などの課題、こういった問題があることは事実だと思いますが、ただ、こういったことをすることによってですね、男子生徒に対しても女性と男性との違い、それとまた包括的な性教育を行うという、そういったところにもつながるという点でですね、人権を守って個人のプライバシーや尊厳を保障し、教育機会の損失を防ぐという、そういった観点からですね、トイレへの設置が——トイレットペーパーがトイレに置いてあるのと一緒のようにですね、当たり前にあるという、そういった社会が必要ではないかなというふうに私は思っております。

この問題についてですね、孤立・孤独問題を担う坂本哲志一億総活躍担当相は、「従来の男社会の中では政治や行政が十分に理解できず、支援が行き届かなかった問題だ。」と、これについて言っています。理由としてはですね、意思決定の場に女性が少数であるという政治の構造の問題もあるということです。やはり先ほども言いましたように、こういった問題を女性だけの問題だと見過ごすのではなく、やはりジェンダー平等な社会を実現する、こういった社会的な課題だと捉えてですね、支援体制をしっかりと整えることを求めて質問を終わります。

**○議長 辻本 一夫君**

以上で、川上議員の一般質問は終わりました。

換気のため、ただいまからしばらく休憩いたします。なお、11時10分から再開します。

午前11時00分休憩

.....

午前11時10分再開

**○議長 辻本 一夫君**

再開します。

次に6番、本田議員の一般質問を許します。本田議員。

**○議員 6番 本田 浩君**

皆様おはようございます。6番、本田浩です。

町民の安全・安心のための防災・減災対策についての対応をお聞きします。

今年の梅雨入りは例年になく早く、気象庁は九州北部の梅雨入りを5月15日と発表しました。その後、雨が連日降った状況ではありませんので肌で感じる梅雨とは程遠い気がいたしておりますが、早くに梅雨入りをしたのであれば早くに梅雨が明けるのではないかと気になるところであります。梅雨入りの過去の統計を見ますと、九州北部で最も早い梅雨入りをしたのは1954年

5月13日と半世紀以上前の過去のことでありますが、この1954年の梅雨入りは平年よりも13日遅い8月1日が梅雨明けというふうになっております。2か月半にわたる長雨によって、降水量は当時の平年の梅雨時期よりも68%多かったと記載がありました。

雨は恵みの雨とも言われ、降水量が少なければそれはそれで農作物の収穫には甚大な影響を与えることになるかと思えます。また降水量が多ければ、皆様御承知のように梅雨の時期や台風シーズンが来るたびに新聞やテレビ等で「観測史上、類にない記録的な集中豪雨だった。」という言葉になり、被害を発生させるものとなります。

大規模な自然災害は、以前は忘れた頃にやってくると言われておりましたが、現在は忘れることなく立て続けに想定外の自然災害が発生しております。むしろ発生するのは想定外の災害も多く、これまでは異常気象とされてきた豪雨災害など、近年常習化してきております。大規模な災害といっても、地震・津波はいつ起こるか予想が簡単にできずに直前の対応を迫られることになるかと思えますが、大雨・台風災害は事前に数日かけて気象庁からの報道により事前に備える時間があり、準備といったことでは随分と異なるかと思えますが、一たび発生すれば大変なことに変わりはありません。

このたび、芦屋町地域強靱化計画が令和3年3月に策定されています。平常時から、事前防災・減災の重要性が一段と認識されるようになったことがあります。このことは令和2年度に第6次芦屋町総合振興計画が策定され、その中では将来像に「人を育み 未来につなぐ あしやまち」を掲げ安全・安心の防災対策等を推進する中で、少子高齢化の進行や人口の減少に伴う地域防災力の低下、各種インフラの老朽化、限られた厳しい財源の中で大規模災害への備えが緊急性を増していることが考えられます。そこで、防災対策につきましては8項目ほど一般質問通告書に沿ってお聞きをします。

芦屋町地域強靱化計画を作成するに至った背景と目的について、少子高齢化や人口減少に伴う地域防災力の低下をうたっておられますが、もう少し具体的に、どのような地域防災力の低下を予測され、その対策としてどう対応する予定であるのかをお聞きします。

**○議長 辻本 一夫君**

執行部の答弁を求めます。総務課長。

**○総務課長 松尾 徳昭君**

人口減少や高齢化により地域のつながりが希薄になり、地域で一緒に活動する共同の活動も低下していく恐れがあります。自治区加入についても、現在の状況を維持していくことも難しくなる可能性があります。

防災白書の一文には、「住民が『自らの命は自らで守る』意識を持って自らの判断で避難行動をとり、行政はそれを全力で支援するという住民主体の取組強化による防災意識の高い社会を構築

する必要がある。」と示されています。これを踏まえ、行政は「自らの命は自らで守る」という意識の徹底や地域の災害リスクと、とるべき避難行動等についての住民理解を促進するため、行政主導の避難対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより社会全体として防災意識の向上を図ることができます。

そのための施策として、自主防災組織の育成・支援として防災研修や防災訓練を通して、自主防災組織の活動の重要性や役割について啓発を行います。地域の防災リーダーを育成し自主防災活動の支援を図るため、住民の防災士資格の取得を推進していきます。住民に対する防災知識の普及として、住民に対して災害発生の危険性を周知するとともに、災害発生時における住民が的確な避難行動が行えるよう災害に関する知識並びに災害発生時における避難行動等について、広報、ハザードマップ、防災研修等により正しい防災知識の普及を推進していきます。

避難行動要支援者対策として、要配慮者のうち災害時に自力で避難することが困難な避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿を福祉課より自治区に配付し、平常時から所在の把握や情報の共有を地域で図りながら支援体制の構築を図っていきます。以上のような取組を行いながら、地域の防災力の維持・向上を図っていきたくと考えています。

以上です。

**○議長 辻本 一夫君**

本田議員。

**○議員 6番 本田 浩君**

芦屋町地域強靱化計画の基本目標の中に4項目記載されています。

1項目めには「人命の保護が最大限図られること」とあり、その内容を読み上げますと、「起きてはならない最悪の事態として、地震等による建物の倒壊や火災発生、大規模な津波や風水害、情報伝達不足による避難行動の遅れを原因とする死傷者の発生を想定し、全ての建物の耐震化、家具類の転倒・落下防止対策や津波避難の迅速化、大規模風水害や地震発生後の市街地での大規模火災への対応強化を図っていく。」とあります。

その中から特に、全ての建物の耐震化、家具類の転倒・落下防止対策とは具体的にどのような対応を取っていくのか、建物の耐震化は住宅性能が向上することでありますから受益者負担となることが予測されるのですが、ただ単に相談窓口を設けることで対応をされるものなのか、また、一定の補助金を出して耐震化を推奨するものなのか、その際には現在の耐震化基準に移行する前の昭和56年5月31日以前に建てられた建物が該当するものか等々であります。

また家具類等の転倒・落下防止対策は、作業をすとなれば各御家庭の中に入り込むこととなりますので、単なるチラシ配布等により「実施してください。」との啓発をする程度のことなのか、一定の家具転倒パーツを配布するものなのか、転倒パーツを配布すとなれば高齢者の方もおら

れますので、誰かに設置を依頼する、あるいは地域にお願いをする等どのような内容で実施に向けた準備を描かれているのかお聞きします。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

住宅の耐震化につきましては、環境住宅課の地域振興・交通係が窓口となって対応をしていくようにしております。住宅の耐震改修補助事業として、木造戸建て住宅の耐震改修工事を行う人に改修費を補助いたします。

補助対象住宅は、1. 町内に存在すること。2. 昭和56年5月31日以前に建築または着工したものであること。3. 耐震診断を実施した結果、耐震診断の上部構造評点が1.0未満であること。4. 町内の工事施工者が工事を行うものであること。5. 本制度による補助金の交付を過去に受けていないこと。6. 現に居住者がいること、また耐震改修後、速やかに居住することが確実であること。7. 建築基準法及び関係法令の規定に違反するものでないこと。この7点の要件を全て満たすものが対象となります。

補助率及び額につきましては耐震改修工事に係る費用の40%に相当する額で、上限額は1件当たり60万です。また、耐震診断を受けていない住宅の耐震性の有無を確認するために、福岡県耐震診断アドバイザー制度を案内するようしております。調査メニュー及び費用については、簡易診断は目視調査で、利用者の費用負担は3,000円です。一般診断は床下や小屋裏進入して調査し、目視で壁の仕様等を確認の上、診断します。利用者の費用負担は6,000円です。

以上の内容については町のホームページに掲載し、住民の周知を図っています。家具等の転倒・落下防止対策につきましては、総務課より住民への啓発活動、広報紙やホームページで行っていきたいと考えております。家具の転倒・落下防止等の補助具はホームセンター等で安価で手軽に購入することができますので、各個人で設置していただきたいと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

災害対策基本法施行について、町としては災害が発生する前に町民には十分対応を行っていくものと思われませんが、先月5月20日は災害対策基本法が施行されました。これに伴って、自治体はこれまで災害時に出していましたが「避難勧告」が廃止となり、「避難指示」に一本化されたこととなります。

そこで、この変更になった周知をいかなる方法で町民にお知らせをし、万が一大雨等で災害が

発生しそうな事案があった場合、どのような対応を準備しているのかをお聞きします。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

今、議員が言われました、「避難勧告」が廃止され「避難指示」に一本化されたことにつきましては、令和元年台風19号（令和元年東日本台風）では1都12県309市町村に大雨警報が発令され、国及び県管理河川において142か所が決壊する等、同時多発的かつ広範囲に甚大な被害が発生しました。これらの豪雨においても避難をしなかった、避難が遅れたことによる被害や豪雨・浸水等の屋外移動中の被害、また高齢者等の被害が多く、いまだ住民の「自らの命は自らが守る」意識が十分であるとは言えず、また、災害警戒レベルの運用により避難情報等が分かりやすくなったという意見がある一方で、避難勧告で避難しない人が多い中で、警戒レベル4の中に「避難勧告」と「避難指示（緊急）」の両方が位置づけられ、分かりにくいとの課題も顕在化しました。このため災害対策基本法を改正し、警戒レベル4の「避難勧告」と「避難指示」については「避難指示」に一本化し、これまでの避難勧告のタイミングで避難指示を発令するとともに警戒レベル5を「緊急安全確保」とし、災害が発生・切迫し、指定緊急避難所等への立ち退き避難がかえって危険であると考えられる場合に、直ちに安全確保を促すことができることとするなど、避難情報が改善されました。そのため芦屋町では、住民周知のため広報7月号、6月25日の発行に掲載いたします。町のホームページについては既に掲載をしております。また、区長会でチラシの回覧の依頼、スーパーはまゆう、小中学校、公共施設にポスターを掲示しております。

災害が発生しそうな場合の避難については、「避難」とは「難」を「避」けるとのことです。このコロナ禍の状況では避難場所も限られています。そのため1つは、当然行政が指定しました避難場所への避難があります。2つ目は、安全な親戚・知人宅への避難。普段から災害時に避難することを相談しておいていただきたいと考えております。3つ目は、安全なホテル・旅館への避難。災害が発生しそうな前に事前に予約をすることです。4つ目は、屋内安全確保です。ハザードマップで3つの条件を確認し、自宅にいても大丈夫かを確認し、とどまることです。3つの条件については、1つ目は家屋倒壊等氾濫想定区域内に入っていない。2つ目は浸水深より居室が高いこと。3つ目、水が引くまで我慢でき、水・食料等など備えが十分であること。

以上のように行政の指定した避難場所だけでなく、分散して避難をしていただくよう呼びかけていきたいと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

いつ発生するか不明な地震発生時における対応につきまして、芦屋町地域に係る地震被害想定の中で想定地震がマグニチュード7.3であった場合、西山断層が液状化危険度現象で「極めて高い～高い」という位置づけをされています。被害を受けると予想される範囲は広く、被害も各所の至るところに起こることが予測されています。まさに、今このときに発生があっても対応ができるぐらいの訓練が必要ではないかというふうに思っております。

避難場所に指定されています芦屋町総合体育館は現在コロナワクチン集団接種によって別の用途で活用されており、山鹿地区においては最大人数を収容できる施設が使用できない状況であると思います。この施設の代替案としては、何かほかの避難場所を指定する等の予定はあるのかをお聞きします。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

本田議員も言われましたとおり、総合体育館のメインアリーナは現在ワクチン集団接種の会場として、予定では12月頃まで使用できないという形で把握しております。そのため総合体育館の多目的集会室、サークル室、和室等で82名しか受け入れることができないため、山鹿小学校を次の避難場所として考えております。収容人員としては約250名を受け入れることが可能です。それ以上の受入れが必要となれば、芦屋小学校を避難場所として開設をする予定でございます。収容人員としては約300名を受け入れることが可能です。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

災害発生時における生活用品等の管理について、何点かお尋ねをしたいと思います。

実際に被害が発生したとして避難所生活が始まるわけですが、避難所のトイレは断水をしたときには使えるものであるのか、また、使用できないとするならば、どのような対応を準備されているのかをお尋ねします。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

災害発生時に断水した場合は当然水がないというところになりますので、トイレは使用できません。トイレにつきましては携帯用簡易トイレを備蓄しておりますので、それで対応を行って

きます。使用回数としては、現在1, 100回分使用できるものを備蓄しております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

停電時の対応でありますとか防災無線の通信手段の確保、こちらはどうなっているのかをお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

停電時の対応につきましては、本庁舎は自家用発電機や太陽光の電気で最低限の電力が使用できるようになっております。その中で防災行政無線を活用し、情報発信をしていきたいと考えております。それと、広報車を使用しての情報発信を行います。

また、本年の秋以降に戸別受信機を各家庭に配付するという形で計画をしております。この戸別受信機は電源コードと電池でも対応できるため、停電時でも電池をセットしていただければ受信することが可能であるというふうに考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

実際に避難所生活が始まるとすれば、非常用物資が非常に気になる場所であるんですけども、現在、非常用物資の備蓄量は何人分準備されているのか。また断水時の飲料水の確保ができてあるのか。併せて、食品・飲料水の賞味期限や薬品の使用期限の確認等の生活用品のチェック、こちらについてはどのようにされているのかをお聞きします。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

まず、断水時の飲料水の確保につきましては都市整備課を通じ、水道につきましては北九州水道局より供給を受けておりますので、北九州水道局より給水車の依頼を行うというふうに考えてます。

食料等につきましては、役場とボートレース事業局で備蓄をしているものの合計でいきますと、約2,000人の避難者が3食2日間を賄える食料を現在備蓄しております。またボートレース

振興会より、長期保存できる非常食としてレトルトの混ぜ御飯5,000食を昨年寄贈されておりますので、それも含まれております。飲料水としては2,000人分の、避難者1人当たり3リットル分の飲料水を備蓄しております。

食料・飲料水の賞味期限の確認等につきましては、リストを作成し管理を行っております。また食品ロスをなるべくなくすために、賞味期限が近づいた備蓄食料につきましては町が実施した避難訓練等の参加者への配布や、区長会、小中学校、学童クラブ、ハンズオンキッズなどへ無償配布をしていきたいと考えております。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

今年度実施予定になっています防災士の養成について、危機管理専門官と地域に養成する防災士との連携も重要かと思えます。年度も新たになりましたので、詳細な実施計画等についてお聞きをします。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

防災士関係につきましては、福岡県が主催する福岡県防災士養成研修・試験については11月13日・14日の2日間で、小倉北区の毎日西部会館で開催されます。定員は70名という形になっております。2日間の研修後に試験が実施され、合格すると防災士の認定を受けることになります。

町の募集につきましては、6月の区長会で募集案内のチラシを回覧するようにお願いしております。また、7月号の広報及びホームページで掲載するようにしております。申込み期限は7月30日までに総務課へ申し込むようにしております。総務課で取りまとめを行い、自主防災組織の活動に参加する意思のある方を福岡県に推薦するようにしております。養成研修の受講料は県主催事業でありますため無料でございますが、教本代、受験料、認定登録料につきましては1万1,500円かかるんですけど、これは町が負担するように予算措置を行っております。

なお、研修参加者は事前に消防本部等で開催される救命普通講習の修了と履修確認レポートの自主学習の提出が、本研修が始まる前までに必要という形になっております。これが今年度の計画内容になっております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

漠然とした予定でも結構なんですけれども、その養成をしました防災士と危機管理専門官との連携についてはどのような連携を図っていく予定があるのか、あればお聞きをします。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

今回、自治区からお願いして、この資格を取得した防災士と町の危機管理専門官とが、平常時から減災についての意見交換や、町全体や各自治区での防災訓練等が実施できるような組織体系ができることが理想ではないかというふうに考えております。また、各自治区によって災害に対応する方法や要配慮支援者への支援方法も異なってくるため、防災士と危機管理専門官が連携し、各自治区に合った避難行動なり避難要支援者対応等を考え、地域の防災力の向上を図れるような組織ができるとよいと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

地域の自主防災組織についてなんですけれども、地域の自主防災組織について、現在組織が形成されている自治区はかなりの数があると思いますけれども、現時点で幾つの自治区が組織をつくられているのかお尋ねします。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

自主防災組織の形成数につきましては、26の自治区が自主防災組織を組織しております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

自主防災組織の活動内容は多岐にわたり、平常時、発災時等に内容も充実したものになっているかと思いますが、災害発生時にはこれで十分といった内容でも、ほかには何かあるかもしれないといった目線で地域を見詰めることが重要かと思います。

現在はコロナ禍で活動が自粛をされ、目に見える活動ができない状況であるとは思いますが、自粛期間であろうと災害の発生は予測されますので、地域の自主防災組織に対してはどのような

対応が、自然災害発生時の予測として対応ができているのかをお聞きします。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

芦屋町では、幸いなことに昭和28年の大災害以外で大きな災害が発生していないため、災害に対して認識が希薄であるように感じております。また、ハザードマップを確認していただくと災害を受けやすい地域とそうでない地域がありますので、その状況に応じた対応の仕方・対策を各区の自主防災組織で考えていただきたいと思います。

コロナ禍でなかなか自治区に出向いての出前講座を行うことが難しいですが、今年度ははまゆう区で出前講座を行い、地域の皆様に災害の対応について考えることができたと考えています。また、柏原区のまちづくり委員会と災害の対応について協議を重ねています。町では危機管理専門官を配置し、各地域の状況に応じた災害対策の支援を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

芦屋町地域防災計画第2章の中に災害予防計画がありまして、災害が発生する前の対策として「災害に強い組織・ひとづくり」、「災害に強いまちづくり」と「応急活動のための事前対策」のための施策を体系化し、本町に必要な災害予防計画を提示した災害ボランティアの育成・支援があります。その中から「総務課は、社会福祉協議会及び関係各課と連携し、平常時からボランティアや関係団体との連携を密にするとともに、災害時のボランティア活動が円滑に行われるよう、受け入れ体制の整備などボランティアの活動環境等の各施策を推進する。」とありますが、現状の進捗状況はいかがなものでしょうか。

また、「それぞれの地域におけるボランティアリーダー及びコーディネーターの育成・支援を推進する。」ともありますが、こちらも併せて現状はいかがなものかをお聞きします。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

現状としては、芦屋町社会福祉協議会と災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定書を締結しております。協定書の内容でセンターの業務内容をうたっております。

災害ボランティアの受入れに関する実施計画や体制整備等作成できていませんので、関係課及び社会福祉協議会と協議を行っていきたいと考えております。災害におけるボランティアリーダー

一及びコーディネーターの育成・支援については進んでいないため、今後、社会福祉協議会とどのように進めていくべきか協議を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

安全・安心のための防災・減災対策については、年々激甚化する自然災害に対して体を守る、命を守ることに繋がりますので、またお伺いをいたします。

これをもって一般質問を終わります。

○議長 辻本 一夫君

以上で、本田議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 辻本 一夫君

次に4番、萩原議員の一般質問を許します。萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

4番、萩原です。件名1、性暴力根絶に向けた町の取組についてお伺いいたします。

平成31年に福岡県では性暴力根絶に向けた条例が制定され、基本理念や市町村の責務についてもうたわれております。そこで、性暴力根絶に向けた町の取組についてお尋ねいたします。

要旨1、この条例の11条に性暴力根絶等に関する教育活動について、県は専門的な知識及び経験を有する専門家、いわゆる性暴力アドバイザーを小中学校に派遣するよう定めております。

この事業に対する町の対応はどうなっているのかお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

執行部の答弁を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

お答えいたします。性暴力アドバイザーの派遣制度でございますが、昨年度の令和2年度からこの制度を県がスタートしておりまして、現在は試行期間というふうに位置づけられております。

芦屋町のほうでは本年度、芦屋小学校の5～6年生を対象としたアドバイザー派遣を受けるように予定されております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

では、どのような授業が行われるのかお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

今回、小学5～6年生の講義については、おおむね3つのテーマで構成されます。

1つ目は、境界線を知るというテーマです。例えば自分と他人との関わりの中で、勝手に人に入って来られると不快に感じるような個人的な空間の境界線であったり、人の持ち物と自分の持ち物との境界線、体や性、気持ちや考え方の違いなど、目には見えない境界線というものについて、まず学んでいきます。2つ目は、コミュニケーションスキルとしての、相手に対して「嫌。」と言えるようになることを学びます。3つ目は、自分には信頼できる大人に相談できる権利があるということ学びます。以上の3つです。

講義は、講師と児童の双方向や児童間での対話が生まれるように質問と挙手やワーク等を使って進められ、講義の最後には児童へアンケートを行い、講師から特に覚えてほしいことについて改めて強調して講義は終了いたします。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

今、授業の流れをお伺いしたんですけども、もしもですね、性暴力を受けた児童や、この授業を受けたことで自分自身が性暴力を受けていたってことに気づく児童もいるかと思うんですね。そういったときは、すごくショックを受けるんじゃないかと思います。その点について、町の対応はどういうふうになされるのかお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

議員御指摘の点に関しても県のアドバイザー制度に記載がありますので、そこからの内容で答弁をさせていただきます。

この講義を行うに当たり、事前に学校から保護者に対して、専門家をお招きし、性の健康と権利に関する講義を実施するという旨の文書で周知をいたします。その際、講義の日時や講師、講義の内容などを明記するほか、受講に当たり児童へ配慮が必要であるなどの事情がある場合は、事前に学校へ連絡していただくように依頼をいたします。児童に対しては、家庭へ周知する同じタイミングで学級担任から、外部講師を招いて性に関することやコミュニケーションについての

授業をしていただくということと、授業に際して心配なことや気になることがあれば事前に先生に伝えてほしいという旨が伝えられます。

その上で個別対応が必要となった児童への対応といたしまして、1つ目は、授業前であれば児童や保護者と個別に面接を行い、無理のない範囲で安心して授業に参加できるようサポートを行います。2つ目、授業後に相談を受けた場合は、児童が安心して話ができる場所で児童が話したい相手がお話を聞く。話の内容にもよりますが、場合によっては保護者へ連絡するほか教育委員会や児童相談所へ通告し、対応を協議する。もしくは県が設置している性暴力被害者支援センターへの相談を勧めるなどの対応を取ることとされております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

今、授業の流れのところですね、子供たちが相談できる権利があることを学ぶというところをお話されたかと思うんですけども、ただ、児童が被害に遭ってですね、急な相談があっても、保護者や先生方はやはり混乱されるのではないかと思います。また、相談を受ける側の理解が少し不足している場合はですね、二次被害を受けるという可能性もあるかと思うんです。

そこで、相談を受けた御家族等が、相談を受けても慌てず適切に対応できるよう、例えば保護者の方にも授業を見ていただくとかですね、PTA向けの学習会を行うとか、あと、そういうところに参加できない保護者に対しては理解を深めるためのプリントを御準備していただくとか、何らかの理解をですね、相談を受ける側も深めていただくような取組が必要ではないかなと思うのですが、その点についていかがでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

先ほど答弁で申しましたのはごく一部でございまして、そのほかにも実施要項のほうには詳細に取り組まなければならないことがございますので、それらと、今、議員より御指摘いただいたことを踏まえまして、現実、今年度芦屋町で行う授業に対してどう対応していくかを考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

今回、県から委託を受けています「性暴力被害者支援センター・ふくおか」のセンター長に確認したところですね、センターのほうでは対応できるんだけど、町のほうとかですね、自治体のほうからやっぱり要望とかがないといけないという話もありましたので、ぜひその辺ですね、しっかり打合せしていただいて、せっかくこれを取り入れていただくので、いい方向で進めていただきたいと思います。

要旨2、DV等を含む性暴力被害者支援に対する町の取組はどうなっているのかお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

DV等に関する町の被害者支援について回答いたします。

暴力には様々な形態が存在しており、周囲が気づかないうちに被害が深刻化したり、誰にも相談できずにいる状態となっている方がおられると思います。そのため、早期の支援がとても重要です。こうしたことから、福祉課では相談窓口の周知を行うとともに、庁舎内の各課で早期対応に向けた連携強化を行っております。連携強化につきましては、配偶者からの暴力及びストーカー行為等の防止並びに被害者の保護に対し、庁舎内の関係部署が相互に連携し、DVを受けた被害者への的確な支援が行えるよう令和3年1月1日に芦屋町DV等対策庁内連絡会議を設置いたしまして、被害者支援が行える体制づくりを行っております。

次に相談体制として、福祉課が被害者の身近な相談窓口となるべく、県等が主催している研修会に職員が参加し、相談対応のスキルアップに努めています。しかし、専門の相談窓口のように長年培った実績やノウハウを習得するまでには至っていないこと、相談者が役場の窓口での相談をちゅうちょすること、そのようなことがあることから、県が設置している専門の相談窓口を積極的に案内しているところでございます。

相談窓口については町のホームページに掲載するとともに、相談窓口の電話番号を記したカードサイズのリーフレット、こちらを役場女子トイレのほか町民会館、中央公民館、山鹿公民館、東公民館に配置し、町民の方への周知に努めているところでございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

今ですね、町のほうもいろいろ取り組まれているというお話をいただけたんですが、今の説明にあったカードなんです。これ、女性用のトイレに置かれています。で、私はこれを見て、やや

ちょっと印象に残らないなというふうにちょっと感じました。そこで、他町はですね、どのような感じでされてるのかなというふうにして、ちょっと調査してみました。

郡内の状況ですが、置いてあるカードは様々でした。県、内閣府、性暴力被害者支援センターなど本当にいろいろで、「1人で悩まないで」と書かれた独自のDV対策カードを作ってるということかですね、点字入りの人権110番カード、ヘルプカード、いのちの電話のカードなど、さらに「あなたのところは元気ですか?」と書かれたポップや、「ひとりで悩まず相談を」と書かれたパンフレットスタンドにとともきれいにディスプレイしていた町もありました。また、広報でDV特集を組んだり、デートDVパネル展を行っている町もありました。「何だろう。」とまず興味を引くことが大切で、そのときは自分は関係なかったとしても、「あ、そうだ。あのときにあそこにあったな。」って思うだけで、そこに効果はあるんじゃないかと思います。

芦屋町でもさらなる啓発に取り組んでいただきたいと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

議員に御指摘いただきましたとおり、性暴力根絶に向けた取組の周知方法につきまして、広報紙を含めて参考になるところは取り入れていき、改善していきたいと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

ぜひ、よろしく願いいたします。

今、御説明したこのカードなんですけど、せっかくですね、設置されても、庁舎、公民館等に行かなければ見ることはないんです。で、「性暴力被害者支援センター・ふくおか」の相談状況なんですけど、コロナ禍で外出の機会が減り、友人などに相談することができず、以前に比べ専門機関につながるまでの時間がかかっているというお話でした。つまり、スムーズに相談窓口につながるための環境整備、相談窓口の周知が必要になると私は考えます。被害者年齢の7割が30代までとなっております。ほぼインターネットで育った世代です。

そこで、芦屋町のホームページを検索してみました。福祉課と生涯学習課がそれぞれ作成されているページが出てくるんですが、ややちょっと分かりづらいなという印象を私のほうは受けました。そこで他の3町はどんななってるんだろうと思ひまして見ましたところは、関連する相談先がまとめて、本当に詳しく案内されてました。すぐに内閣府などの関連リンクにつながって

ます。DVの通報・相談フォームやメールでの受付なんかもされていました。

先ほど課長がですね、専門機関の県への窓口を積極的に御案内してるところを考えればですね、町のそういったホームページですね、分かりやすくスムーズに専門機関につながるようなホームページの見直しなんかも今後考えていただきたいと思うんですが、その点についてお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

配偶者からの暴力防止や被害者の保護に関することは、生涯学習課が所管している芦屋町男女共同参画推進プランや芦屋町人権教育・啓発基本計画にも盛り込まれているため、福祉課と生涯学習課それぞれのホームページで相談窓口等の情報を現在掲載しているところでございました。

しかし今、議員御指摘いただきましたとおり、今後、検索しやすいようホームページの内容を改善していきたいと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

よろしくお伺いいたします。

私ですね、実は昨日、生涯学習課にお伺いしまして、この芦屋町人権教育・啓発基本計画と男女共同参画推進プランの冊子をいただきました。事前にはネットでですね、検索はしてたんですけども、もう1回見てみようと思ひまして、見てみました。で、関連するところにですね、DV等の記載はあるんですけども性暴力のことは書かれていないんです。現状の計画では、性暴力はこのDV等の「等」に含まれるのかなというふうな認識をしました。ただ、「県も31年に条例を定めているのに、どうしてないんだろう。」と考えたところ、この2つの計画は平成25年に策定されておりました、計画期間は10年です。男女共同参画については平成29年度に見直しを行ひまして、平成30年に発行しております。県の条例制定は平成31年なんですが、策定当時、MeToo運動なんかも新聞とかではかなり出ましたので、町の性暴力に対する認識がちょっと薄かったのかなというふうにちょっと感じました。

しかし2020年度、性犯罪・性暴力被害ワンストップ支援センターへの相談件数は、DVほどではありませんが前年度比23.6%増の5万件を超えております。子供が被害を受けた場合、将来にわたって影響が続くというふうに県の指針でも示されております。今年度、小学校で性暴力アドバイザーの授業を予定し、令和4年度以降は本格的に子供たちへの性暴力根絶に向けた教

育も始まります。どちらの計画も、そろそろ見直しの時期が近づいております。

今後、町でも性暴力についての計画の位置づけが必要だと私は考えますが、この点についてどうお考えかお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本石 美香君

第2次男女共同参画推進プランと人権教育・啓発基本計画は、ともに計画終了年度が令和4年度となっております。このため次期計画策定に向け、今年度、双方の計画でそれぞれ住民アンケート調査を実施し、来年度には次期計画の策定を行う予定となっております。この次期計画の策定においては現行計画における評価・課題を反映させるとともに、アンケート結果や現行計画策定後に新たに発生した課題や法律・条例など、住民ニーズ及び社会情勢の変化・動向を反映させた計画づくりが必要だと考えております。

また、この2つの計画策定は福祉や学校教育分野など関係する各所管課と連携して行い、目標を成し遂げていく必要があるとも考えております。萩原議員の御指摘の点につきましては、次期計画策定時において情報収集を行うとともに、関係機関と連携して検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

では、ぜひ取り組んでいただきますよう、よろしくお願ひいたします。

では、次の質問に移ります。件名2、今後の成人式の在り方について。

要旨1、民法改正による成人年齢引下げに伴い、令和4年4月1日以降は18歳が成人となりますが、受験や就職活動の大事な時期を理由に、町では従来どおり二十歳を対象に式典を行います。令和4年度以降、2年を経過して行う式典、この「二十歳のつどい」の趣旨や方向性についてお尋ねいたします。お願いします。

○議長 辻本 一夫君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本石 美香君

現在の芦屋町の成人式は、主人公である新成人の方々に町及び教育委員会から成人への心構えや期待の言葉を贈るとともに、大人への第一歩を踏み出されたお祝いをさせていただく式として開催しております。萩原議員が御指摘のとおり、民法改正により成人年齢が令和4年4月1日か

ら18歳に引き下げられた場合でも、芦屋町では名称を「二十歳のつどい」に変更し、20歳を対象に式典を開催することといたしております。

この決定について広報等を通じ現時点で告知した背景には、参加者が晴れ着などの予約等準備を行う関係上、まずは対象年齢を明確にする必要があると判断したものです。式典の趣旨整理や内容等今後の方向性については、これからの検討となります。

以上です。

**○議長 辻本 一夫君**

萩原議員。

**○議員 4番 萩原 洋子君**

今後の方向性はまた検討されるということなんですけども、今後も多くの新成人に式典に参加して思い出に残る伝統行事として続いて行ってほしいと思います。そのためには、参加したいという動機づけが必要ではないでしょうか。今までは、全て行政が考え準備していた。それを機に当事者自身の手でプロデュースする実行委員会方式の式典も検討の一つに加えてみてはどうでしょうか。

実は、この実行委員方式を取り入れている築上町の担当者の方にお話を伺いました。ちょっといろいろ伺ったんですが、ちょっとお時間がないのであまりお伝えできないんですが、実行委員は新成人自身がですね、司会やスタッフ、いろんな企画・運営に加わってですね、成人式はとても親近感があり、一体感が生まれてとてもよいとの話でした。また、行橋市などの京築ではですね、保護者も観覧できるようにしており、築上町では昔から保護者観覧が当たり前の光景で、ここ数年は家族ぐるみで参加される方も多いそうです。

築上町は自衛隊の基地もあり、成人式の参加数も芦屋町とほぼ同程度で、規模的にも参考になると思います。今後、式典の方向性を考える上で、当事者の主体性に関わる実行委員会方式や保護者観覧なども検討してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

**○議長 辻本 一夫君**

生涯学習課長。

**○生涯学習課長 本石 美香君**

実行委員会形式の御提案ですが、各自治体で成人式を実施するに当たり、当事者たちが式の企画・運営に携わる方式を取っている自治体はこちらのほうでも把握しております。一方で、地元当事者が残っていないや、募ってもなかなか参加しない、年代で差異がある、この年代はすごく盛り上がるけど、この年代は盛り下がるといった、その対応には課題もあるようです。

芦屋町では当事者である新成人をお祝いするという観点から、企画・運営は町及び教育委員会が行ってまいりました。民法改正後、20歳での新たな式典を企画・運営していく上で当事者の

皆さんが関わるという点につきましては、今後の成人式の在り方を検討していく上で参考とさせていただきます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

次に、令和4年度以降ですね、成人となる18歳の方に対する対応についてお尋ねしたいと思います。法務省のですね、成人式の時期や在り方等に関する分科会でも「18歳を対象として、成人に達したことの自覚を促すための教育的な行事、取組が行われることが望ましい。」との意見が出されています。令和4年度4月以降は、18歳に達するとローンを組むなどの様々な契約ができるようになる一方で、親がその契約を取り消すことができなくなります。消費者被害の拡大、少年法の改正も合わせて行われます。

今後、成人となる18歳に対し、大人になったことを自覚するための何らかの取組が必要ではないかと考えますが、その点についてお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本石 美香君

現在、二十歳を対象とした式典を開催することは決定しておりますが、18歳時の取組については、現時点では特に計画はありません。御指摘のとおり、成人になりますと単独で契約締結ができるなど新たな権利が得られる一方、親権に服さなくなるということで、自らが大人としての義務と責任を負わなければなりません。また、このほかにも18歳という年齢では選挙権を有する年齢でもあり、令和4年4月1日からは男女ともに18歳で婚姻ができるようになるなど、18歳は節目の年とも言えます。

青少年健全育成の観点から、成人とは何か、成人になると何が変わるのか、また、成熟した成人として自分自身がどうあるべきなのかなどを促す必要性を鑑み、今後検討したいと考えます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

ぜひ、よろしくお願いいたします。

要旨2、いまだ新型コロナウイルス感染症の終息のめどは立っておらず、現在も緊急事態宣言中で、来年の成人式も感染症の影響が心配されます。今年の成人式の開催も危ぶまれましたが、

担当課の御努力で無事に開催することができました。来年も、ぜひ安心安全に開催してほしいと思います。

そこで開催場所についての御提案をしたいと思います。来年の成人式も町民会館で開催する予定になっております。町民会館の大ホールの座席数は276席の可動式の椅子を備えております。今年はコロナ対策としてパイプ椅子で対応しました。成人式の参加者数は約140～150人程度で、隣と隣の間隔は規定どおりであったと思いますが、広めの間隔だなというふうな印象は受けませんでした。他の自治体では午前と午後、中学校単位など分散化を図っており、今後、検討も必要であると思います。

しかし、芦屋町には町民会館より大きい夢リアホールがあります。座席数も全体で700席あり、駐車場も充実しております。町民会館の場合、会場の入口前で車の乗降ができ、雨や雪の場合などお着物で参加される人たちにとってはメリットではあると思いますが、その分、人や車が行き交うため安全上の不安はあります。また、開催場所を夢リアホールにすれば、コロナ終息後は御家族の観覧も可能になると考えます。せっかく大きな会場があるのに来年も使われません。より安全に開催するため、今後、夢リアホールも開催場所の候補として検討していただくことはできないのでしょうか。お尋ねいたします。

**○議長 辻本 一夫君**

生涯学習課長。

**○生涯学習課長 本石 美香君**

開催場所の御指摘ですが、確かに町内に100人以上の大人数を収容できる施設として、代表的なものとしては町民会館、そして、現在改修中のボートレース芦屋の夢リアがございます。開催に当たっては式典を行うホールだけではなく、通常であれば恩師との交流を行う会場など各設備が必要となってきます。以前、夢リアでも開催ができないかということを検討してみましたが、当時の施設では設備や人の動線など課題がありました。

改修後の夢リアでの開催検討につきましては、整備内容を把握し適切かどうか判断する必要があるため、今年度、来年の1月に行う会場利用は準備の関係上、難しいと考えております。今年度、来年1月の開催に当たっては、町民会館には換気システムも整備されてますので、昨年同様、国の感染症対策ガイドラインにのっとり、感染対策を十分に行った上で開催する所存でございます。一方で安全安心な式の開催には、参加者自身が密集をつくらない、会話を控えるなど、参加者の皆様の御協力も必要だと、我々だけでは成し遂げられないというふうに感じております。ぜひ御理解、御協力をよろしくお願ひしたいと思います。

なお来年度、令和4年度以降の開催場所につきましては、先ほど申しました今後の成人式の在り方を検討していく中で、併せて検討したいと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

最後に、私の長男は既に成人式を済ましているのですが、当時、親が式典に行かないのは当たり前だと私は思っていました。その後、私は議員になり、2度の成人式に参列したのですが、町民会館のロビーで親子そろってうれしそうに写真撮影される新成人や御家族の姿を見る機会があり、今後みんなで祝える成人式にできればとそのとき感じました。

本来成人式とは大人になったことを自覚し、祝い励ますものです。しかし、今度からは「二十歳のつどい」になります。二十歳を迎えた者に対して地域や家族が大人としての門出を祝う機会として、また大人になるまで様々な形で支えてくれた家族や地域に対して感謝する機会として、ふるさと芦屋町を思い出し友人との再会を喜ぶ機会として、そんな「二十歳のつどい」にならないのかなと私は考えます。

ちょっとお時間短いのですが、町長のお考えがあれば少しお伺いできませんでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長 辻本 一夫君

町長。

○町長 波多野茂丸君

萩原議員のこの成人式の在り方についてということは、この成人式の在り方だけではなく、皆さん御存じのようにこのコロナ禍約2年間の中で、今からの生活の在り方、それから行事の在り方、たくさんあるわけではありますが、この部分についてもこの成人式の在り方というのは、今、課長からも説明がありました、萩原議員自らも言われましたように、まずは主人公は成人を迎える子供たちでございますので、成人を迎える方たちの意見をよく十分聞いてですね、それで、それなりに企画をして満足のいくような形でやっていくのが本筋であろうかと思っております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

今後はしっかり御検討いただきますよう、よろしく願いいたします。

以上で私の一般質問を終了いたします。

○議長 辻本 一夫君

以上で、萩原議員の一般質問は終わりました。

ただいまから、しばらく休憩いたします。なお、13時30分から再開いたします。よろしく  
お願いします。

午後0時12分休憩

午後1時29分再開

○議長 辻本 一夫君

再開します。

次に3番、長島議員の一般質問を許します。長島議員。

○議員 3番 長島 毅君

3番、長島毅です。まず初めに、このたびの新型コロナウイルス芦屋町ワクチン接種に関わる医療従事者をはじめとする全ての方々、また接種予約の際には執行部の方々の迅速な対応に関しまして、心より敬意を表します。それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、通告書に従いまして質問のほうを始めさせていただきます。

件名1、効果的な町内への情報発信について。

菅内閣ではデジタル庁が創設され、今後5年間で自治体のシステムも統一・標準化を進め、業務の効率化と住民サービスの向上を進めていくとうたっております。

我が町芦屋でもワクチン接種が開始され、来るべき平穏な世の中に希望を見いだすところであり、これからの新しい生活様式の未来を考える時期に来ております。ポストコロナやニューノーマルなどという言葉も聞き慣れ、新しい生活様式のために今後ますます町民の安心安全を第一に考え、皆さんが本当に芦屋町でよかったと思える協働のまちづくりを進めることが急務だと考えます。そのためにも、町の情報を適切なタイミングで確実に伝え行動を促すことは、町民の安心安全すなわち生命に関わる事象に直結し、また、分かりやすく見やすく情報共有することで、問合せの連絡や書類不備などの事務的作業の減少にもつながり、町民と職員の相互負担の減少にもつながると考えます。

そこで芦屋町でも、伝わりやすい整理された情報発信と情報共有が必要になってくると思われ  
ます。行政が住民目線の様々な制度・施策を推進していることは理解しておりますが、さらに一  
歩前に進む情報発信の改善により、その効果を高めていただきたい観点から、本日は主に町内に  
向けた情報発信について質問いたします。

要旨1、芦屋町の情報発信の現状と課題について。

町の情報発信は、町民に対し多くの情報を発信されていることと思いますが、芦屋町役場の情  
報発信媒体として主にどのようなものがあるのかお伺いします。

○議長 辻本 一夫君

執行部の答弁を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長 池上 亮吉君

芦屋町の主な町内へ向けた情報発信媒体についてお答えいたします。

情報発信媒体としては大きく2種類、紙媒体とインターネットを活用したウェブ媒体があります。紙媒体としては広報あしやを月1回発行しているほか、各種行政情報パンフレットなどを作成しています。また、インターネットを活用しているウェブ媒体としては、芦屋町公式ホームページ、SNSとしてアッシー公式フェイスブック、アッシー公式インスタグラムを運用しています。その他、防災や緊急情報などを行政防災無線で放送しているほか、広報車による町内巡回放送なども行っています。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

長島議員。

○議員 3番 長島 毅君

ありがとうございます。では、今お話にありました既存の町の情報発信で、何か周知に関することなどの課題はありますか。お伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

企画政策課長。

○企画政策課長 池上 亮吉君

周知に関する課題についてお答えいたします。

公式ホームページや各種SNSなどインターネットを活用したウェブ媒体による情報発信が増えておりますが、高齢者はインターネットを使用していない方も多く、情報が届けにくい状況にあります。また、SNSのフォロワー数は令和3年5月31日現在、フェイスブックが442件、インスタグラムが366件と、少ないのが現状です。

SNSはフォロワー数が増えなければ情報が伝えられる範囲も限定的になってしまいますので、今後もフォロワーの獲得に力を入れていく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

長島議員。

○議員 3番 長島 毅君

ありがとうございます。では、広報でも紹介がありましたが4月に赴任した地域おこし協力隊の方も、そのようなどちらかの情報発信には関わっていく予定でしょうか。お伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

企画政策課長。

○企画政策課長 池上 亮吉君

地域おこし協力隊の情報発信についてお答えいたします。

本年4月1日に地域おこし協力隊に着任した入江俊充さんの主な業務は情報発信となります。既にアッシー公式フェイスブックやインスタグラムの投稿を開始しており、内容を御覧いただいた方は、情報の見やすさ、分かりやすさなど、従来とは違う変化にお気づきいただいているのではないかと思います。

今後は地域おこし協力隊活動内容の広報紙面への掲載、地域おこし協力隊個別のSNSアカウントの運用開始なども併せて実施し、情報を発信するほか、町の催しへの参加や町内事業者への取材なども積極的に行っていく予定です。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

長島議員。

○議員 3番 長島 毅君

ありがとうございます。業務が多岐にわたることをお聞きして安心しております。発信についても、既に盛んに更新いただいているとのこと。前職がウェブコンサルタントと聞いておりますので、町民と行政のかけ橋となるようなフレキシブルなオリジナリティーのある発信をしていただきたいと期待しております。

先ほど高齢者への課題やフォロー数などの課題のお話がありましたが、それらを改善出来る可能性のあるお話をさせていただきます。

インターネットやSNSで、プル通知・プッシュ通知というワードがあります。情報が必要な方が自ら取りに行くのがプル型で、情報を必要とするであろう方に自動で配信するのがプッシュ型になります。例えばで言うと、芦屋町のホームページを見たい人は自分で検索をかけて見に行かなければなりません。これがプル型です。逆にLINEなどのSNSは、登録さえしておけば必要な情報が自動で手元に届きます。ラジオやテレビもこれに当たります。

仮に芦屋町公式LINEがあったとしたら、更新されるたびに芦屋町の情報が自動で手元に届くことになるということです。広報あしやも月1回発行に変更されましたし、このシステムがあれば、なかなか伝えにくい日々の町の情報を速やかにたくさんの方の方に届けることができるということになるのではないのでしょうか。

ここで、日本におけるSNS利用者数を紹介してみます。1位、LINE 8,300万人、2位、ツイッター4,500万人、3位、インスタグラム3,300万人となっております。この上位3つのツールは、そのまま若年層の使用率にもなっております。LINEは幅広い年代にわ

たり利用者も多く、情報の即時性が高いプッシュ型通知のため、近隣の遠賀町、岡垣町、中間市でも活用事例が見られます。芦屋町についても積極的に活用したほうが良いと考えます。そこで質問いたします。

要旨2、町公式のLINEアカウント開設やテレビのデータ放送の導入について。

現在たくさんの町の情報媒体がある中で、普及率1位のLINEの公式アカウント開設は、既存の媒体と組み合わせることで町民へのさらに速やかな情報伝達手段になると考えるが、芦屋町でも導入するべきではないでしょうか。お伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

企画政策課長。

○企画政策課長 池上 亮吉君

LINE公式アカウントの導入についてお答えいたします。

LINEは御指摘のとおりプッシュ通知機能を備えており、日本で利用者数の最も多いSNSですので導入するメリットは大きいと考えます。ただし、プッシュ通知を町民の皆様にご利用していただくには「友だち」への追加が必要なため、登録を呼びかけるPRが欠かせません。先ほどもお示ししましたようにSNSは高齢者に情報が届きにくい点に課題があり、また、公式フェイスブックやインスタグラムもそうですが、フォロワー数の増加にも課題を抱えております。したがって、LINEを導入した場合も広く町民の皆様に「友だち」登録を行っていただかなければ、効果が限定的になってしまいます。

なお、導入に際しての費用に関しては、LINE地方公共団体プランであればほとんどコストはかかりませんので、その点では導入しやすいと考えられます。従前からLINEについては導入の検討を行ってきたところではありますが、具体的な投稿内容も含め、運用方法など前向きに検討を進めたいと考えます。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

長島議員。

○議員 3番 長島 毅君

ありがとうございます。確かに、LINEも高齢者に届きにくいSNSでの発信にはなってしまっていますが、最近では高齢者の方々のLINE使用率は上がってきております。高齢者の方々など、広く町民の方に行政情報にもっと触れてもらうためのきっかけのSNSとして、ぜひ導入検討していただきたいと思っております。

では、もう一つ提案させてください。北九州市、水巻町、中間市などが導入している、KBCテレビによるdボタン広報誌というのがあります。福岡県、佐賀県の計31自治体が2021年

度中の導入に向けて、調整・準備を進めているというものです。

KBCテレビによりますと、「高齢者の中にはスマホを上手に使いえず、情報入手できないことが課題となっていたが、このdボタン広報誌は住んでいる地域の自治体がKBCと契約していれば、簡単なリモコン操作で自治体が発信する情報を手軽に確認することができる。また、自治体が直接情報を入力し発信することができるのも特徴で、365日24時間必要なタイミングでの対応が可能となり、情報を入力してテレビ画面に反映するまで5分もかからず、例えば新型コロナウイルスのワクチン接種情報をはじめ、イベントの休止、さらには災害時の断水情報や食料配布など、必要なタイミングで大勢の住民に伝えることができる新たな情報発信手段として期待されている。」とあります。

それでは次の質問をいたします。dボタン広報誌のように、テレビでのデータ放送の導入も幅広い世代へつながる情報媒体になると考えます。芦屋町でも導入検討してもいいのではないのでしょうか。お伺いいたします。

**○議長 辻本 一夫君**

企画政策課長。

**○企画政策課長 池上 亮吉君**

dボタン広報誌の導入についてお答えいたします。

KBC九州朝日放送のdボタン広報誌につきましては、昨年11月にKBCの担当者が来庁され、利用の案内がありました。このdボタン広報誌はテレビのデータ放送を活用したKBC独自のサービスで、自治体がKBCのチャンネルのデータ放送から情報発信を行うものです。今年の4月1日から運用が開始され、現時点での県内の導入自治体数は30、遠賀郡内では水巻町が導入しています。このテレビのデータ放送による情報発信は、インターネットが使える環境にない方にも緊急性の高い情報などを届けるのに有効な手段と考えております。

一方、芦屋町における緊急情報などの住民への伝達手段としては、今年度中に戸別受信機を町内全戸に設置する地域情報伝達システムを導入し、全住民に一斉に情報を届ける手段を整備する予定です。また、このdボタン広報誌にかかる費用につきましては、単年度で110万円、5年契約の場合は年間88万円、5年間合計で440万円の提示を受けました。財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が半額充当できるとの説明もありましたが、芦屋町は町民1人当たり2万円を給付した緊急生活支援給付金などの町単独事業に既に交付金を充当しており、総合的に判断した結果、dボタン広報誌の導入を見送ることとしました。

しかしながら、KBCとは令和元年7月に防災パートナーシップに関する協定を結んでいること、また、dボタン広報誌は福岡県内でも半数の自治体が導入している状況であることなどから、評判や導入状況、費用対効果などの情報収集に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

長島議員。

○議員 3番 長島 毅君

ありがとうございます。既に検討済みとのことでしたが、このデータ放送は4月にスタートしたばかりです。今後様子を見て、いいものであれば再検討のほうもお願いしておきたいと思えます。先ほども申し上げましたが、LINEのプッシュ通知は情報を直接受信できるため、ホームページのように見に行く必要がなく、リアルタイムで情報を得ることができます。

少し私ごとになってしまうのですが、私自身も芦屋町に移住をしております。高齢の母親が関東のほうで独り暮らしをしておりますが、コロナウイルス関係などの自治体情報が必要なタイミングでリアルタイムにスマホに届いてきたおかげで、コロナ禍で移動の制限がある中、芦屋町にいらながらも手元でLINEでの手続きのサポートがスムーズにでき、安心することができました。

今後、戸別受信機が全世帯に設置されるため、町内には情報が届きやすくなるとは思いますが、高齢化社会の今、このように芦屋町内に住む高齢の親御さんや障害をお持ちの親御さんを心配する町外の御親族のお手元にも、芦屋町の情報をリアルタイムに届けることができるといった利点も生じるため、公式LINEの活用は有効だと考えます。LINEやインスタグラムのSNS、またテレビや戸別受信機のデータ放送など、それぞれ特徴が違います。幅広い世代の方々に伝えるために複数の媒体をうまく組み合わせた、特徴を生かした情報発信を今後とも検討していただきたいとお願いしておきます。

次に行きます。要旨3、情報コンテンツの整理、再編について。

少し町内外向けの情報発信の意味合いも含まれますが、最後の質問です。現在、町の情報発信媒体が多く存在していますが、更新もさほど多くないものもありますし、あまり周知されていないのも見受けられます。しかし、ユーチューブとリンクしたAshiya Town Tubeのように、時代に即した非常に可能性を秘めたコンテンツも存在しております。今後の情報媒体の一つとしてうまく運用するためにも、情報コンテンツをいま一度、整理、再編も必要だと思いますが、そういった考えはありますでしょうか。お伺いたします。

○議長 辻本 一夫君

企画政策課長。

○企画政策課長 池上 亮吉君

情報コンテンツの整理、再編についてお答えいたします。

町の情報発信媒体は、紙面を活用したものからウェブ媒体に至るまで種類が多岐にわたってきています。特にウェブ媒体の種類は多く、公式ホームページから各種SNS、観光情報サイトな

ど個別のサイトが複数あります。投稿・更新の頻度がかなり低いものもあり、議員御指摘の A s h i y a T o w n T u b e も芦屋町観光情報サイトのコンテンツの一つです。

インターネットを活用した情報発信についてはそれぞれ評価を行い、見直しに当たっては情報発信の内容はもとより、運用体制なども含めた検討が必要と考えています。なお、地域おこし協力隊の入江氏の経歴はウェブコンサルタントのため、力を発揮していただけるのではないかと期待しているところです。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

長島議員。

○議員 3番 長島 毅君

ありがとうございます。情報というものは多くの受け取り側に伝えているのではなく、きちんと伝わることで生きてくるものだと思います。町の情報発信に求められる目的は、町民に速やかに正しく伝えることと、いかに広く外に魅力的に伝えるか、この2つだと思います。発信することだけが目的にならないように、情報の発信と受信の温度差の現状とSNS活用の成果をいま一度、評価、改善していただき、見やすい、伝わりやすい、整理された情報発信を期待しています。

最後になりますが、町長、この芦屋町の情報発信について、芦屋町を愛してやまない町長の意見をお聞かせください。

○議長 辻本 一夫君

町長。

○町長 波多野茂丸君

芦屋町を愛してやまないのは私だけではなく、ここにいらっしゃる議員の皆様方も一緒だと思っております。やはり皆さんの力ですね、コロナ禍の新しい芦屋町をつくっていかねばならないと思っておるわけでございます。

それでは、長島議員の質問で「町長の意見を聞かせてください。」ということでございます。芦屋町の情報発信ということですが、まずは町民の皆様に分かりやすく、適切なタイミングで必要な情報を伝達することが重要であると考えております。現在、芦屋町は様々な媒体で情報発信を行っていますが、まずは基本となるのは全世帯に配付している広報あしや、このことはやはり基本であろうかと思っております。また、インターネットを活用した芦屋町公式ホームページなどは即時性があり、紙媒体より多くの情報が掲載できます。フェイスブックなどのSNSは、議員御指摘のとおりプッシュ通知により積極的に情報を発信できるなど、利点があります。

一方、高齢者などはスマホをはじめインターネットを使用していない人も多いため、午前の松岡議員の一般質問にもありましたが、生涯学習講座あしや塾のスマホ・タブレット講座を活用す

るなど、情報格差の解消に努めることが必要と感じております。また、提案のありましたLINEやKBCのdボタン広報誌については、費用対効果や有効性について十分検討してまいりたいと思います。なお、今年度中には戸別受信機を各家庭に設置できる予定でございます。特に住民の皆さんの安全安心のため、防災情報をはじめとする情報発信が可能になると期待しているところであります。

今後も、若い世代から高齢世代まで多くの住民の方々に必要な情報が伝わるよう、情報発信に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

長島議員。

○議員 3番 長島 毅君

ありがとうございます。ただいま町長のお話をお聞きしまして、非常にインターネットやSNSに精通している印象をお受けし、一安心しているところでございます。

最近あまり更新されていないようですが、町長はSNSの個人アカウントもお持ちのようですので、お隣の町長のように自ら積極的に発信していただけると町内の方々に情報が届きやすくなるのではないかと思いますので、ぜひもう一度SNSをリスタートしていただき、町の情報発信とフォロー数拡大に力を貸していただきたいと願っております。また、私自身も情報発信の責務を果たしていきたいと思っております。

本日は、主に内向けの情報発信の質問をさせていただきましたが、また次の機会には、観光情報の発信や芦屋港活性化などの外に向けた芦屋町の魅力発信についてお伺いしたいと思っております。少し時間は早いですが、未来ある町政に期待して、人に町に心に寄り添う、私、長島毅の一般質問を終わります。

○議長 辻本 一夫君

以上で、長島議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 辻本 一夫君

次に8番、妹川議員の一般質問を許します。妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

8番、妹川です。件名1、ヤングケアラーについて。

私の体験談を一言述べさせていただきます。ヤングケアラーという目新しい言葉を最近マスコミが頻繁に取り上げていますので、議場内の皆さんも御存じかと思えます。私はヤングケアラーの意味と内容を知って、45年前、宮崎県の高校で1年生の担任を受け持った、一人の物静かな

女生徒の記憶がよみがえりました。そのことについて少しお話いたします。

その女生徒は入学当初から毎日のように遅刻し、また早退、欠席も多い生徒でした。私は家庭訪問を繰り返す中、母親は病弱で床に伏しており、弟、妹の世話をしていることを知りました。食事の用意、掃除、洗濯、母親の介護と気が抜けない毎日を過ごし、学校に来ていることを知りました。女生徒の中学時代の担任にも会い、家庭環境について状況を把握しました。

学期ごとに行なわれる成績会議では、教科のほとんどが3分の1の欠席であるため女生徒の名前が挙がり、私は担任として、職員会議で女生徒の家庭環境や遅刻、欠席の多い原因について説明をしたものです。いよいよ3学期の進級会議で、1科目でも3分の1以上の欠席があれば留年であることを生徒に説明。女生徒は頑張って登校し、何とか進級できたのですが、私は女生徒の家族ケアに対する支援を行うことはできませんでした。このたびヤングケアラーという言葉がクローズアップされたことで、その当時の記憶がよみがえり、頭から離れません。その女生徒は、まさにヤングケアラーであったと考えるのです。

では要旨について、一部追加して説明いたします。

家庭で両親や祖父母、兄弟姉妹の世話や介護などを行っている子供はヤングケアラーと呼ばれ、近年その増加が深刻な社会問題になっています。厚生労働省や文部科学省は昨年12月から今年の1月にかけて、初めて実態調査を行いました。その結果、中学生の5.7%、およそ約17人に1人がヤングケアラーであるとの調査結果を公表しました。

山本厚生労働副大臣は、共同プロジェクト会合で「調査結果に衝撃を受けた。子供らしい生活を送れず、誰にも相談できず1人で耐えていることを想像すると胸が締めつけられる思いになる。これまでヤングケアラーに着目した対策を打てなかったことが悔やまれる。」として、「即効性のある対策を急ピッチで検討する。」とコメントしています。これを踏まえて両省は、ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトを立ち上げ、本年5月に報告書をまとめました。私は、我が芦屋町でもヤングケアラーの実態を早急に把握し、支援策を行うことが喫緊の課題であると考え、この場に立っています。そこで次の点をお伺いします。

(1) 町はヤングケアラーの実態について把握されておられますでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

お答えいたします。過去の事績や各学校へ確認をいたしておりますが、詳しくは申し上げられませんが、かつては幼い兄弟を保育園へ送り迎えをしていたケースがあったということでしたが、現在は議員御指摘のようなヤングケアラーはいないという報告を受けております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

17人に1人ということは、35人学級であれば最低でも1人ないしは2人ということが考えられるわけですが、この問題は家族のプライバシーにかかわる問題であることから、教職員もどこまで踏み込んでいいのか迷うことが多く、顕在化し難く、実際の解明が十分進んでいるとは思えないんですね。

私が最も深刻な問題は、そういう子は遅刻・欠席・早退等が多い子供に対しては、やっぱり最も深刻な問題は学業の支障であると考えます。また、不登校に発展するおそれもあります。そういうような子供がいたとしたならば、教師は今、小中学校は家庭訪問期間中があるのかどうか確認しておりませんが、家庭訪問を通じて、そしてその子供の実態、そういうものを調べる必要がありますね。この時期に家事や家族の介護に追われることで、将来やりたいこと、学びたいといった希望がかなえられなくなり、子供の進路を大きく左右するし、人生のキャリア形成にも悪影響を及ぼすことになると思われます。

一方、子供たちが苦しくても、本当に苦しくてもSOSを出せないケースも多く、出しくても出せない、出しても相談相手になってくれる先生、特にですね、そういうのが上がっても分かっただけでなく多く報告されています。また、中学校だけではありません。小学校の高学年生もヤングケアラーがいるということが報告されています。教育長も現役時代に、児童の中に家庭を支えながら登校する児童と接した御記憶があるのではなかろうかと思いますが、今ヤングケアラー問題は、少子高齢化、人口減少に向かっている芦屋町の将来を担っていく子供たちが当事者となっている深刻な問題であると考えます。したがって芦屋町の総力を挙げ、支援策に取り組むことが必要であると考えます。

そのためには芦屋町の教育業務従事者、介護福祉業務従事者、医療従事者、民生児童委員、区長、住民の皆さんに対し、ヤングケアラーの状況を知ってもらう必要があると思います。その上で、地域社会でヤングケアラーをサポートしていくための支援体制をつくって、本人への福祉サービスを提案し、信頼と安心を与え導くことが肝要と考えますが、教育長、見解をお伺いしたいと思います。

○議長 辻本 一夫君

教育長。

○教育長 三樹 賢二君

今、妹川議員のお話を聞きながら、現役時代おられたんやないかなというような御質問がありました。自分の担任時代に――私は小学校なので議員の高校の状況とは違うかもしれませんが

ども、言われたように、母親が病弱で妹、弟さんが小さくて、家に帰ったら子供さんの面倒とやはり食事のお手伝い、お世話をしないといけないということで宿題ができないと、そういった相談を受けた記憶があります。しかし、女の子でしたけども一生懸命学校に来て、できる宿題はやってきた。とても頑張り屋さんだったので、何とかそういった家庭環境を——応援できることはありませんでしたけども、教育活動の支援はできる限りしていきたくったし、自分としてはしたつもりではありました。

そういった形で、議員がおっしゃることは本当に大切なことなので芦屋町としては当然考えていかなければいけませんし、小中の生徒指導委員会の中で、不登校の子供さんであるとかそういった問題を抱えている子供さんの情報は、小中学校で非常に共通理解が進んでいるというふうに思っておりますので、そういった小中連携、生徒指導委員会の中での情報共有、それから小中の先生方との協力あるいは問題を抱えた子供さんについてはケース会議等がありますので、あと役場の中にも教育委員会と健康・こども課、福祉課等々の連絡もありますので、そういった総力を挙げて、そういった子供さん自身に——どう言ったらいいんでしょうか、非はないと言いますか社会全体の問題だと思っておりますので、そういったところは教育委員会として総力を挙げて、そういった子供さんの支援に当たっていききたいなという思いです。

以上でございます。

**○議長 辻本 一夫君**

妹川議員。

**○議員 8番 妹川 征男君**

このヤングケアラーの対策について、加藤官房長官は記者会見で「ヤングケアラーは表面化しにくい構造になっていて、支援を検討するに当たっても、その実態を把握することがまず重要だ。」と述べ、「今後の支援に向けた論点や課題などを検討していくことにしている。政府として実態も踏まえ、ヤングケアラーの支援について検討していく。」と述べられております。

介護負担は、子供たちの就学機会の制限や、友人関係が希薄になり社会的に孤立してしまうことが問題視されています。また周囲からは、家事を手伝うよい子、感心な子として認識されて真面目な若者ほど家族を思い、介護・家事に携わり進学を諦めてしまうことが多く、深刻化していると指摘されています。適切な教育の機会の確保、心身の健やかな成長や発達を図るためにも、早期発見、早期支援、継続支援の仕組みづくり、とりわけ他の自治体が導入している相談窓口を設置し、幅広いサポート体制を目指すことが重要だと考えています。

その件について見解を求めます。

**○議長 辻本 一夫君**

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

議員御指摘のとおりだと考えておりますし、国のプロジェクトの報告書にもそのような記述があるということは認識しております。

ただ教育委員会といたしましても、まずは子供たちと一番触れ合う機会が多い現場でございますので、まずは児童生徒の小さな変化、遅刻だとか欠席だとか宿題を忘れたとか、そういう小さな事柄に注目をしながら、それらの変化に敏感に反応することでまず子供たちと接触を試みる。その上で、事実確認をした上で教育委員会にはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどもいますので、そういう方々との連携、また、先ほど教育長が答弁いたしましたように町長部局側との協力体制もございますので、そういういろいろなケースに応じた支援策を考えていくべきものだというふうに考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

相談窓口はですね、幾つかの自治体でもう設置しておりますね。それから先ほど説明したように、子供たちはそういう介護してることは、親であれ兄弟であれ本人がケアするのが当たり前だと、家族だからということでSOSを出さない子供たちがいると、こう指摘されています。そういう意味では、毎月でしょうか、時々生徒に対して、児童生徒に対してアンケートを出されておるようですが、いじめの問題とか様々な中にですね、やっぱり家庭生活の悩みとかですね、そういうようなことまで含めたアンケートをですね、出すことがまた一つの方法ではないかと。そういうようなことでアンケートを出してる自治体もあります。あらゆる手を使ってですね、そういうヤングケアラーを見つけ出すといいますか、それをやっていただきたいと思います。

そして、若年者にとってはですね、介護保険制度とか医療保険制度とか障害者福祉制度等については、非常に私でも本当に複雑で難解です。ヤングケアラーの立場に立った公的サービスの制度を活用しやすい支援体制、例えば他の自治体が制定していますヤングケアラー条例を視野に入れて検討する必要があると考えますが、見解をお伺いします。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

国においてはプロジェクトチームの報告書を踏まえて、これから本格的な取組が具体化していくものと認識しております。議員先ほどから御指摘のとおり、ヤングケアラーの問題は家庭内のデリケートな問題であることや、本人や家族に自覚がないということなどなど、なかなか分かり

にくい構造になっています。支援を行うに当たっても、まず福祉や介護、医療、教育といった様々な分野が連携して、アウトリーチにより潜在化しがちなヤングケアラーを早期に発見することが重要だという認識ではあります。その他方で、子供の中には家族の状況を知られることを恥ずかしいと思ったり、家族のケアをすることが生きがいになってる場合もあるということは議員御指摘のとおりでございます。

したがって支援を行う際には、まずはしっかりと子供さんのお気持ちになって寄り添い、支援が必要なのか、どのような支援が欲しいのかということについて、まずは児童生徒から適切に聞き取りなどを行うことが重要であると。その上での制度づくりが必要であれば、町長部局との協議をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○議長 辻本 一夫君**

妹川議員。

**○議員 8番 妹川 征男君**

芦屋町は、「芦屋の子どもは芦屋で育てる」というスローガンがあります。そういう17人に1人という数は少ないのか分かりませんが、やはりそういう子供たちが芦屋町を担っていくわけですから、精力的にですね、様々な機関を通して、まず町民の皆様はヤングケアラーということすら知らない方もたくさんおられると思うので、そういう広報等に、例えばここのですね、例えば「ケアラー支援は急務」、広報日野市、令和3年6月1日号には、「行政としての取り組みは立ち遅れており、全国に先がけてヤングケアラー支援の条例を策定して取り組みを始めた埼玉県にも学びながら日野市としても対応を進めてまいります。その際に、北海道栗山町の『ケアラー支援条例』に掲げた理念が基軸となることは間違いありません。」という、市長名で広報にですね、まだたくさんですけど、カットしておりますけど、そのような広報にもですね、LGBTと同じように広報に出されて進めていったらどうだろうかと思います。ぜひですね、精力的に進めていただきたいと思います。

じゃあ、その件は終わりましたして2件目にまいります。芦屋町地域防災計画について。

要旨を読み上げる前に一言説明します。私が住むはまゆう区は、4月に防災に関する出前講座を実施しました。役場の職員の方が見えられました。ありがとうございます。さらに、5月には遠賀郡消防本部職員を招いて講話会を開きました。住宅用火災警報器の設置が早期発見により大切な命を守る上で有効であり、また、消火器を設置し適切に使用すれば火災による被害を最小限にとどめることができることなど説明を受けました。私は、消防法や条例の設置基準に基づき、火災警報器や消火器の設置を町民の皆様に積極的に呼びかけることが重要であることを学んだ次第です。安心安全なまちづくりを目指すためにこの場に立ち、質問し、町の見解を伺いたいと思

っています。要旨を一部追加して読み上げます。

芦屋町地域防災計画には、町民の生命、身体及び財産の保護、被害の最小化のため、災害の予防、災害時における応急対策、復旧・復興に関する一連の活動を適切に実施するための必要な事項が定められています。第2章の災害予防計画は、災害が発生する前の対策として「災害に強い組織・ひとづくりと応急活動のための事前対策」のための施策を体系化したものです。

その中に、「住宅からの火災発生を未然に防止するため、耐震安全装置付火気使用設備器具の普及を図るとともに、地震発生時の火気使用設備・火気器具の適切な取り扱い、消火器の使用方法などについて啓発を行い、震災時における火災の防止と消火の徹底を図る。また、住宅用防災機器——これ住警器となっていますが、私たちは家庭の火災警報器のほうが読みやすいんですけど、ここでは住警器となっていますね。で、設置・普及促進を図る。」とあります。

このように芦屋町地域防災計画は、風水害、地震、津波、火災等様々な防災について必要な事項が定められていますが、今回、火災に絞って質問していきます。そこで次の点を伺います。

(1) 家庭用消火器及び住宅用防災機器（火災警報器）の設置状況についてお尋ねします。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

家庭用消火器及び住宅用防災機器（火災警報器）の設置の状況ですが、総務課及び遠賀郡消防本部で、家庭用消火器の設置についての現状は把握ができておりません。

住宅用防災機器（火災警報器）の設置につきましては遠賀郡消防本部に確認したところ、平成30年度は遠賀郡内で無作為に100件抽出し、芦屋町で25件を確認したところ設置率は96%、令和元年度は同じく遠賀郡内で無作為に321件抽出し、芦屋町で56件を確認したところ設置率は70%、令和2年度は遠賀郡内で無作為に341件抽出し、芦屋町で71件確認したところ設置率は62%でした。3年間の平均で、約70%が火災警報装置を設置しているという状況でございます。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

火災警報器は条例に基づいて設置をするようにという、罰則規定はありませんが義務づけられていますから、65～70%ぐらいの数だと思います。

実は私もですね、そういうことでありながら家がちょっと古いものですから、火災警報器つけてなかったんですね。それで早速ですね、これは消防署の職員の話聞いて、これはつけなけれ

ばならないと思ひまして、早速これ購入いたしました。三千数百円ですけどね。だから、あとの残りの35%ぐらいの家庭の方はつけてないし、つけてある方もですね、これは長くもちませんので、やはりこれについてはですね、積極的に消防署の方々と連携を取りながら80~90%を目指してほしいなというふうに思います。

そして、初期消火のための住宅用消火器がですね、把握されてないということですよね。で、私、20数件調べてみたんですが、団地の皆さんとかほかの方ですね。大体設置してる方は10%ぐらいですね。皆さん方はどうですか。なかなか設置されてないみたいだし、使用期間が10年間ですから、もう15年、20年たってるような家庭もあるようです。そういう意味ではですね、やはりそういう意味で、私も消火器は実はつけておりませんでしたので、つけてたというか古いのがあったので処分してしまいました。それで今回の講話を聞いて、これがあれですね、火消しスプレーなんです。これが900円なんですね。だから、これを2~3本、3,000円、4,000円、5,000円するようなでっかい消火器があるわけですけど、これを2本ぐらいですね、設置してもいいかなと思ってます。

それで、消防庁の防災白書によると、住宅用火災警報器を設置されている場合と設置されていない場合を比べると、設置してある場合の死者数は4割少ないと。やっぱり、眠ってるときにですね、かなり、これ鳴らしてもいいんですけど、かなり大きな形で「火事だ、火事だ。」と、こういってですね、やりますので、これは目が覚めると思いますんで、やっぱり逃げ遅れがないと。4割減と言われ、有効であることが証明されています。

それから、初期消火についてはやっぱり住宅用消火器が必要ではないかと。そういうようなことで、ある自治体では防火意識の向上と火災の被害を最小限に食い止めることを目的として、住宅用火災警報器及び家庭用消火器の設置を促進するために、設置費用補助制度を導入しているところがあります。私が調べたところ、3つの自治体がありました。直接お話をしました。「非常に普及率が高まっております。」ということでしたので(2)の質問で、被害の最小化を図るために設置率を高める方策として、芦屋町も設置費用補助制度を検討すべきだと考えますが、町の見解をお伺いします。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

家庭用消火器や住宅用火災警報器の補助をというところを言われましたが、妹川議員が言われました住宅の火災警報装置については平成の18年から設置義務という形で、それより以前のところについては設置義務がないので、ついてないというところもあるのかなと。で、新築等につきましても設置義務になっておりますので、そこら辺は設置をして建築をされているという状況

になります。

今、購入されているという金額的なところですね、消火器でしたら安い物では1,000円、あと大きい噴射式でいくと3,000円以内であるという形になりますし、警報装置につきましても3,000円前後で購入できるという状況でございます。そういう形で、比較的安価でホームセンターや電器店のほうで購入できるという状況でございますので、こちら辺につきましては、やはり自分の住宅は自分で守るところがありますので、補助制度については設置することはいかなるものかという形で、今のところは考えてないという状況でございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

今、私のほうから提案をしてですね、すぐに回答はいただけないと思いましたが、ぜひですね、やはり火災の発生を防止し、火災から命を守ると、安心安全なまちづくりという視点でですね、ぜひ金額の3分の1ないしは半分ぐらいを補助してはいますが、そういう形で検討していただけたらなと考えます。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長 辻本 一夫君

以上で、妹川議員の一般質問は終わりました。

---

○議長 辻本 一夫君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時25分散会

---